

岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校
校舎新築(衛生設備)工事

<p>共通特記仕様書</p> <p>特記仕様書の適用について</p> <p>・本工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事種、電気設備工事種、機械設備工事種）令和4年版」(以下 標仕という)による。</p> <p>・設計図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、標仕による。</p> <p>・特記仕様書の章、節、項番号及び表番号は、追加の場合を除き各標仕の当該番号とする。</p> <p>・共通特記仕様書は全ての工事に適用する特記仕様書を示す。</p> <p>・特記仕様書の以下の表記は、次による。</p> <p>・行頭に●のある節を適用し、○印がある節は適用しない。</p> <p>・選択記入事項は●のついたものを適用し、○印は適用しない。</p> <p>・特記仕様書に記載する製品名(製造会社付記)は程度を表すものとする。</p>	<p>料を提出して監理者と協議する。</p> <p>c. 受注者は契約図面に明記がなくとも法規上、技術上、施工に必要な性能に関する事項を見込むこと。</p> <p>d. 監理者に提出する書類(図面を除く)は、監理者と協議のうえ指定コンピュータソフトにより作成し、電子的媒体による文書データを添えて提出する。</p> <p>e. 施工図や完成図を作成するために設計図のCADデータを利用する場合は、監理者に申し出て、本設計業務委託業者と貸与についての契約を別途取り交わす。なお、設計図のCADデータを目的外に利用してはならない。</p>	<p>1)概略の工事基本工程</p> <p>2)工事の基本的な流れを左右する主な工種別施工計画書・製作図・施工図</p> <p>3)発注者が意思決定しなければならない項目</p> <p>4)発注者直接工事分の仕様決定期限とその項目</p> <p>5)色彩計画(外装関係と内装関係に分けて計画する)</p> <p>g. 概成工期は次による。</p> <p>竣工前(○1ヶ月前 ○2ヶ月前 ○3ヶ月前 ●40日前)</p>	<p>1.3.13 後片付け</p>	<p>a. 工事の完成に際しては、共仕[1.6.1]による通知又は請求に基づく検査までに次の損傷復旧等を行う。</p> <p>1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設・工作物・舗装・樹木等は、原状に復旧する。</p> <p>2)工事的な施設又は設備の一部を工事に使用した場合は、設計図書に定める条件のとおりに復旧する。</p>																																										
<p>1章 一般共通事項</p> <p>●1節 一般事項</p> <p>1.1.1 適用範囲</p>	<p>1.1.7 関連工事の調整</p> <p>a. 別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の受注者と協議する。</p> <p>1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理</p> <p>2)足場・運搬設備・揚重設備・工用電力・工用給排水等の利用</p> <p>3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け</p> <p>4)関連工用の機器・材料の取込みに必要な搬入口・通路等の設置・確保</p> <p>b. 施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について必要な記載を行う。</p> <p>c. 施工上密接に関連する工事については、別契約であっても、監理者の調整に協力し、当該工事関係者と共に工事全体の円滑な施工に務めること</p>	<p>1.2.2 施工計画書</p> <p>a. 設計図書に記載のない仮設等の工法については、受注者の責任において決定し、監理者に報告する。</p> <p>b. 設計図書に定める所要の品質及び性能を確保した上で、定められた材料、工法等に代わる、より優れた提案がある場合は、監理者と協議する。この場合原則として請負代金額の増額は認めない。減額となる場合の処理については監理者と協議の上決定する。</p> <p>(b)本工事に係る施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。</p>	<p>1.3.14 製造者及び専門 工事業者の選定</p>	<p>a. 機器・材料製造者及び専門工事業者は、下請業者選定届、資材業者選定届を監理者に提出する。</p> <p>b. 設計図書に製造者名の記載がない機器・材料で、設計図書に機器・材料の仕様が示されている場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を提出し監理者の承認を受ける。</p> <p>c. 設計図書に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監理者と協議する。</p>																																										
<p>1.1.1 用語の定義</p>	<p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>1.1.11 関係法令等の遵守</p> <p>1.1.14 設計変更</p>	<p>1.2.3 施工図</p> <p>a. 各種施工図作成前に建築、設備その他関連する工事の全体概要と相互関係を把握し、工種別施工図・製作図作成の適正化、効率化、そして施工情報の一元化をはかることを目的として総合図を作成し、監理者に提出し、承認を得る。</p> <p>b. 総合図は床置総合図、天井総合図、展開総合図、立面総合図、外構総合図等区分して作成する。</p> <p>c. 総合図の作成方法は監理者の「工事監理文書作成要領」による</p> <p>d. 発注者直接工事においても、監理者と協議の上、本工事全体工事工程に支障がでないよう総合図にその情報を盛り込む</p> <p>e. 総合図の承認を得た後、工事毎に作成する施工図、製作図及び躯体図にその内容を反映させる。</p> <p>f. 分離発注の場合は建築工事受注者が主体となって他業種受注者との取合い調整をはかる</p> <p>g. 施工図担当責任者を選任し、監理者に報告する</p> <p>(b)本工事に係る施工図の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。</p>	<p>●4節 機器及び材料</p> <p>1.4.2 材料の品質等</p>	<p>a. 設計図書が準拠した日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道等の供給事業者の各種規格等は、最新のものを適用する。</p> <p>b. 機器・材料に関する設計図書の記載に「同等」程度等とある場合は、選定された機器・材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監理者の承認を受ける。</p> <p>c. 材料・製品・機器類の色合いに関する見本塗板作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。</p> <p>●日本塗料工業会「塗料用標準色 最新版」(ワイド版)1冊</p> <p>d. 工事期間中、設計図書が準拠したJIS、JASの他の規格類の改訂及び追加、官公署及び電力、ガス、水道等の供給事業者の規格の改定、又は材料、機器製造者の製品番号の変更等が行われた場合は、監理者と協議する。</p> <p>e. 内外装仕上サンプルボードの作成を行うこと。</p> <p>原則として、全ての材料について監督員の承認を受ける。</p> <p>※ 図中の「商品名」は参考品番を示し、同等品以上とする。</p>																																										
<p>1.1.2 用語の定義</p>	<p>1.1.15 工事に付帯する作業・材料等</p> <p>1.1.16 監理者の承認・検査等</p>	<p>1.2.4 工事の記録等</p> <p>●3節 工事現場管理</p> <p>1.3.1 施工管理</p> <p>a. 建築の現場代理人が一級建築士有資格者の場合は監理技術者を兼務できる。なお、現場代理人が一級建築士の有資格者でない場合は、当該現場に常駐する他の一級建築士有資格者を監理技術者として専任すること。</p> <p>b. 監理者が指示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。</p> <p>c. 現場勤務者：工事請負契約書に定める現場代理人は、下記の資格を有するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>資格</td> <td>建築</td> <td>空調</td> <td>衛生</td> <td>電気</td> <td>昇降機</td> </tr> <tr> <td>1級建築士</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級施工管理技士(各専門部門に適用)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機検査資格者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建設業士(建設設備技術者協会)</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術士(各専門部門に適用)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>●を適用する</p> <p>●印が複数ある場合は、そのいずれかの資格を適用する。</p> <p>d. 主任技術者又は監理技術者の資格は、建設業法による。</p> <p>e. 主任技術者及び監理技術者は、現場ごとに専任で置く</p>	資格	建築	空調	衛生	電気	昇降機	1級建築士	●					1級施工管理技士(各専門部門に適用)	●	●	●	●		電気主任技術者				●		昇降機検査資格者					○	建設業士(建設設備技術者協会)		●	●	●		技術士(各専門部門に適用)	●	●	●	●	○	<p>(1.4.2)</p>	<p>(1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承認を受ける。</p> <p>(3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4)本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料を提出し、監理者の承認を受ける。</p> <p>(外部機関〔(一社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質評価事業」の評価の写し等)を監督員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員への承認を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>(5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p> <p>・(一社)公共建築協会の「建築材料・設備機器等品質評価事業」において評価書が発行されている材料</p> <p>床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、押出し成形セメント板、成形伸縮目地材、乾式保護材、セラミックタイル、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸収調整材、アルミニウム製建具、樹脂製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、錠前類、クローザー類、自動扉機構、閉閉式上吊り戸機構、重量シャッター、オーバードア、ガラス、防水剤、現場発泡断熱材、フリアークセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、軽量シャッター、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた</p> <p>標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。</p>
資格	建築	空調	衛生	電気	昇降機																																									
1級建築士	●																																													
1級施工管理技士(各専門部門に適用)	●	●	●	●																																										
電気主任技術者				●																																										
昇降機検査資格者					○																																									
建設業士(建設設備技術者協会)		●	●	●																																										
技術士(各専門部門に適用)	●	●	●	●	○																																									
<p>1.1.3 官公署その他への届出手続等</p>	<p>1.1.17 会議等</p> <p>1.1.18 建物経年調査</p>	<p>1.3.2 施工管理技術者</p> <p>a. 場所打ちコンクリート杭地業、I類コンクリートの製造工場、鉄骨製工場、鉄骨工事の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合については、施工管理技術者の能力を有する者であることを証明する資料を監理者に提出し、確認を得る。</p> <p>1.3.3 電気保安技術者</p> <p>(イ)電気保安技術者</p> <p>●適用する ○適用しない</p> <p>1.3.5 施工条件</p> <p>a. 施工時間等は、次による。</p> <p>1)設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日・時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。</p> <p>2)休日・祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって発注者及び監理者に報告する。</p> <p>b. 前号及び共仕[1.3.5]以外の施工条件は次による。</p> <p>○なし ●あり(現場説明書による)</p>	<p>特別な材料の工法</p>	<p>1.4.4 材料の検査等</p> <p>a. 機器・材料は、現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立完了した時点で、種別ごとに自主検査を行い、検査記録を監理者に提出する。</p> <p>1)量産品あるいは標準品で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるもの確認をもって自主検査とすることができる。</p> <p>2)記録・配管・小型器具・雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質・呼称寸法等の確認をもって自主検査とすることができる。</p> <p>b. 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、自主検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。なお、監理者の検査に必要な資機材・労務等を提供する。</p> <p>c. 場外立会検査及び場外試験の立会いについては各工事特記仕様書を参照する。</p> <p>d. 場外立会検査にあたり、試験内容は監理者の確認を得る。</p> <p>e. 設計変更等により、監理者が騒音、振動や性能機能上、場外立会検査が必要と判断した場合は、協議の上、上記以外の項目についても場外立会検査を行う。</p> <p>f. 発注者、監理者の場外立会検査及び場外試験の立ち合いに要する交通費、宿泊費等の実費は、受注者負担とする。</p> <p>g. 見本施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>材料、工法</th> <th>数量(見本)</th> <th>施工場所</th> <th>施工時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁塗装</td> <td>耐候性有機質プラスチック塗装</td> <td>□2m 5枚</td> <td>現場内</td> <td>外装決定前</td> </tr> <tr> <td>木ルーバー</td> <td>準不燃木(天井調下地共)</td> <td>5㎡程度</td> <td>現場内</td> <td>内装決定前</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	材料、工法	数量(見本)	施工場所	施工時期	外壁塗装	耐候性有機質プラスチック塗装	□2m 5枚	現場内	外装決定前	木ルーバー	準不燃木(天井調下地共)	5㎡程度	現場内	内装決定前																											
工事種目	材料、工法	数量(見本)	施工場所	施工時期																																										
外壁塗装	耐候性有機質プラスチック塗装	□2m 5枚	現場内	外装決定前																																										
木ルーバー	準不燃木(天井調下地共)	5㎡程度	現場内	内装決定前																																										
<p>1.1.4 工事実績情報システムへの登録(CORINS)</p> <p>●適用する</p> <p>1.1.6 設計図書等の取扱い</p>	<p>●2節 工事関係図書</p> <p>1.2.1 実施工程表</p> <p>a. 実施工程表とは、「基本工程表」、「全体工程表」及び「もの決め工程表」をいう。</p> <p>b. 全体工程表に先立ち、基本工程表を作成する</p> <p>c. 基本工程表は、建築、電気設備、機械設備、昇降機等の主要工事及び外部足場解体・受電・給水開始・各竣工検査項目等の基本となる工事工程のみ記入する。また、工程表には予想月間出来高曲線を記入する。</p> <p>d. 全体工程表の表現方法は、原則としてネットワーク形式で作成し、クリティカルパスが分かるように表現する。また、受注者間及び工事別受注者間で十分に取合いを調整した上で作成する。</p> <p>e. 分離発注の場合は、主体工事の全体工程にあわせて他業種受注者の工程も一緒に表現する。</p> <p>f. もの決め工程表は、次の内容を記載する。工程の作成に当たっては建築、電気設備、機械設備、昇降機等の機器製作図の承認期限についても十分配慮する。</p>	<p>1.3.11 発生材の処理等</p> <p>(2)発生材の処理は次による</p> <p>●(ア)発注者に引き渡しを要する発生材：○有 ○無</p> <p>●現場説明書による</p> <p>○保管場所：</p> <p>○引渡時期：</p> <p>●(イ)特別管理産業廃棄物：○有 ○無 ●現場説明書による</p> <p>○飛散性アスベスト ○PCB ○</p> <p>○処理方法：</p> <p>○(ウ)現場において再利用を図る発生材：○有 ○無 ●現場説明書による</p> <p>○() ○() ○()</p> <p>○(エ)フロン回収(既存パッケージ等)：○有 ○無</p> <p>a. 障害物の処理費：本工事に ●含まない ○含む(別紙による)</p> <p>b. 土壌調査：本工事に ●含まない ○含む(別紙による)</p> <p>・本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>1.3.12 養生</p> <p>a. 既存施設部分、工事的目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。</p> <p>b. 工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、監理者に報告し、補修方法・時期について監理者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修・復旧する。</p>	<p>1.4.7 海外調達</p>	<p>a. 海外製の機器・材料・製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、確認を得る。</p> <p>b. 機器・製品において、国内の製造者が海外製の製品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修・定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、監理者の確認を得て使用することができる。</p> <p>c. 海外製の機器・材料・製品等を使用する場合は、完成引渡し後、通常の建築管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は国内製品と同等とする。</p>																																										

<p>訂正</p>	<p>氏名</p> <p>岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築(衛生設備)工事</p>	<p>図面名称</p> <p>共通特記仕様書-1</p>	<p>図面番号</p> <p>第1版 --- A3版 ---</p> <p>CS-002</p>
-----------	--	------------------------------	--

<p>●5節 施工</p> <p>1.5.2 技能士</p>	<p>技能士の運用は、次による。</p> <table border="1"> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の種類</th> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>●鉄筋施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>●左官 ●型枠施工 ●コンクリート圧送</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>●とび ●鉄工</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック工事</td> <td>○コンクリートブロック建築</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル工事</td> <td>○ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>●防水施工(●アスファルト防水 ●塗膜防水 ●シート防水 ●シーリング防水 ○FRP塗膜)</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>○石材施工</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>●タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>●建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根及びい工事</td> <td>○瓦葺 ●建築板金 ○スレート施工</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>●内装仕上げ施工(鋼製下地)</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>●左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>●建具製作 ●自動ドア施工 ●木製建具製作 ●サッシ施工 ●ガラス施工 ●ガラス用フィルム施工</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>●カーテンウォール施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>●塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>●内装仕上げ施工(●プラスチック系床仕上げ ●カーペット系床仕上げ ●天井鋼製下地 ○ボード仕上げ ●表装(壁装作業))○樹脂接着剤注入施工</td> </tr> <tr> <td>植栽及び屋上緑化工事</td> <td>○造園</td> </tr> <tr> <td>配管工事</td> <td>●配管</td> </tr> <tr> <td>保温工事</td> <td>●熱絶縁施工</td> </tr> <tr> <td>ダクト製作及び取付</td> <td>●建築板金</td> </tr> <tr> <td>空調工事</td> <td>○冷凍空調和機器施工 (チリングユニット、パッケージ形空調和機の据え付け及び整備) (●とび作業)</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td></td> </tr> </table>	適用工事種別	技能検定の種類	鉄筋工事	●鉄筋施工	コンクリート工事	●左官 ●型枠施工 ●コンクリート圧送	鉄骨工事	●とび ●鉄工	コンクリートブロック工事	○コンクリートブロック建築	ALCパネル工事	○ALCパネル施工	防水工事	●防水施工(●アスファルト防水 ●塗膜防水 ●シート防水 ●シーリング防水 ○FRP塗膜)	石工事	○石材施工	タイル工事	●タイル張り	木工事	●建築大工	屋根及びい工事	○瓦葺 ●建築板金 ○スレート施工	金属工事	●内装仕上げ施工(鋼製下地)	左官工事	●左官	建具工事	●建具製作 ●自動ドア施工 ●木製建具製作 ●サッシ施工 ●ガラス施工 ●ガラス用フィルム施工	カーテンウォール工事	●カーテンウォール施工	塗装工事	●塗装	内装工事	●内装仕上げ施工(●プラスチック系床仕上げ ●カーペット系床仕上げ ●天井鋼製下地 ○ボード仕上げ ●表装(壁装作業))○樹脂接着剤注入施工	植栽及び屋上緑化工事	○造園	配管工事	●配管	保温工事	●熱絶縁施工	ダクト製作及び取付	●建築板金	空調工事	○冷凍空調和機器施工 (チリングユニット、パッケージ形空調和機の据え付け及び整備) (●とび作業)	仮設工事		<p>●6節 完成、検査</p> <p>1.6.1 完成、検査</p> <p>1.6.2 法定検査</p> <p>a. 工事の完成に当たって、受注者等の自主検査を行ったうえで、受注者の本社等の検査員による自主検査を行い、関係法令、設計図書等又は総合図に適合しない箇所等がある場合は、速やかに修補を行ったうえで、監理者に報告する。なお、事前に監理者の竣工検査チェックシートを監理者に提出し、竣工検査を受ける。</p> <p>b. 関係法令等に基づく官公署、その他関係機関の検査については、前号の検査に合格したのち、完成検査に先立つ適切な時期にこれを受ける。このうち、1.1.3 c. による法定検査(発注者が申請者になるもの)については、手続を代行し、検査・審査に立ち会うなど受検に協力する。検査・審査後は記録を作成し、監理者に提出する。</p> <p>c. 前号、前々号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受けるとともに、官公署その他関係機関に対し必要な手続を行う。工事に必要な諸手続き(システム評定などを含む)、実験及び資料作成等に関する費用は受注者の負担とする。</p> <p>d. 上記各号の各検査の結果、すべての工事が完了していること及び設計図書等と契約条件並びに関係法令等の規定に適合していることが確認されたのち、監理総括者等による完成検査を受ける。</p> <p>e. 前号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し監理者の再検査を受ける。この修補及び改造に関する費用は受注者の負担とする。</p> <p>f. 完成時の諸検査の日程・方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等との協議の上、協同して検査を受ける。</p> <p>g. 工事の完成に際し、全ての機器及び装置について、原則として試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査・試験を行う。また、検査結果について報告書を監理者に提出し、承認をうけたうえで監理者の竣工検査を受ける。</p> <p>1) 外観検査(出来形検査): 目視・聴音又は手で触るなどにより、各機器・装置が設計図書に示す要求に合致することを確認する。</p> <p>2) 個別性能機能検査(機能検査、性能検査、水質検査等): 各機器及び各装置の個別の性能・機能を設計図書と照合しその適合性を確認する。</p> <p>3) 総合性能機能検査: 複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する機器・装置について関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>全停電・復電総合検査</td> <td>防災総合運動検査</td> </tr> <tr> <td>タンク・水槽関連検査</td> <td>自動制御検査</td> </tr> <tr> <td>中央監視盤検査</td> <td>総合運転による騒音・振動検査</td> </tr> <tr> <td>完成時の室内環境測定</td> <td>セキュリティシステム運動検査</td> </tr> </table> <p>そのほか、監理者の指示する検査</p> <p>4) 完成後に確認する性能機能検査: 建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境等については、完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。完成引渡し後に確認が必要な機器能力、室内環境等の性能機能検査については、事前に性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の「性能機能検査計画書案」を作成し提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。性能機能検査実施は、速やかに監理者に報告する。</p> <p>・中間技術検査 実施回数()回 実施する段階(監督職員が特に必要と認めて指示する段階)</p>	全停電・復電総合検査	防災総合運動検査	タンク・水槽関連検査	自動制御検査	中央監視盤検査	総合運転による騒音・振動検査	完成時の室内環境測定	セキュリティシステム運動検査	<p>●7節 完成図等</p> <p>1.7.2 完成図 工事監理文書等</p> <p>a. 完成図は、設計図面を完成状態に修正したものとす。</p> <p>b. 完成図は、完成した建物に関する情報を整理、記録し、建物の維持管理及び将来改修、増改築等を行う際に基本情報として活用することを目的として作成する。</p> <p>c. 完成図は設計図を基に、指示する期日までに作成し、監理者の承認を受ける。なお、設計図面データを利用する場合は1.1.5に準ずる。</p> <p>d. 完成図の種類及び記入内容</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>記入内容</th> </tr> <tr> <td>(建築設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●特記仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●設計概要書</td> <td>建物の概要 敷地及び建物等の面積表 案内図</td> </tr> <tr> <td>●内部仕上表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●配置図</td> <td>建物と敷地の関係 外構計画概要</td> </tr> <tr> <td>●平面図</td> <td>室名 室内積 耐震壁の位置 防火区画 防煙区画</td> </tr> <tr> <td>●立面図</td> <td>外壁の仕上げ 打継目地 伸縮目地</td> </tr> <tr> <td>●断面図</td> <td>階高、天井高等を表示し2面以上作成 標準地盤面 道路 隣地斜線</td> </tr> <tr> <td>●短計図</td> <td>基本的寸法 対応した平面図、立面図</td> </tr> <tr> <td>●各種詳細図</td> <td>部分詳細図 平面詳細図</td> </tr> <tr> <td>○展開図</td> <td>天井高 主要仕上げ</td> </tr> <tr> <td>●各種伏図</td> <td>天井伏図 床伏図 屋根伏図</td> </tr> <tr> <td>●建具表</td> <td>防火性能</td> </tr> <tr> <td>●その他</td> <td>外構図 植栽図</td> </tr> <tr> <td>●確認申請図書</td> <td>鏡を含む一式</td> </tr> <tr> <td>(構造設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(空調設備設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(衛生設備設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(電気設備設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(昇降機設備設計図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(施工図等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●総合図</td> <td>●一式</td> </tr> <tr> <td>●施工図・工作図</td> <td>●構造躯体 ●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの</td> </tr> <tr> <td>●施工計画書</td> <td>●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの</td> </tr> </table> <p>e. 工事監理文書作成要領に基づき作成した成果品を一式PDFデータで提出する。</p>	種類	記入内容	(建築設計図)		●特記仕様書		●設計概要書	建物の概要 敷地及び建物等の面積表 案内図	●内部仕上表		●配置図	建物と敷地の関係 外構計画概要	●平面図	室名 室内積 耐震壁の位置 防火区画 防煙区画	●立面図	外壁の仕上げ 打継目地 伸縮目地	●断面図	階高、天井高等を表示し2面以上作成 標準地盤面 道路 隣地斜線	●短計図	基本的寸法 対応した平面図、立面図	●各種詳細図	部分詳細図 平面詳細図	○展開図	天井高 主要仕上げ	●各種伏図	天井伏図 床伏図 屋根伏図	●建具表	防火性能	●その他	外構図 植栽図	●確認申請図書	鏡を含む一式	(構造設計図)		●一式		(空調設備設計図)		●一式		(衛生設備設計図)		●一式		(電気設備設計図)		●一式		(昇降機設備設計図)		●一式		(施工図等)		●総合図	●一式	●施工図・工作図	●構造躯体 ●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの	●施工計画書	●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの	<p>1.7.5 完成写真</p> <p>a. 完成写真の撮影は、指定建築写真家により監理者の指示に従って行う。</p> <p>b. 撮影機材は、原則としてデジタルビューカメラを使用する。</p> <p>c. 完成写真は、写真データのJPGを指定の要領にて整理作成のうえ提出する。</p> <p>d. 完成写真の電子データは全撮影箇所を以下の仕様とする。 画像データの解像度: キヤネ版フルカラー600dpi以上 ファイル形式: JPG(最高画質圧縮とする) カラーモード: RGB とし、フォルダ形式、ファイル名は監理者の指示により、作成する。</p> <p>e. 担当者他・工事概要・完成写真目録を収めた工事概要Excelデータと上記の整理した完成写真のJPGデータをDVD-R又はCD-Rに指定のラベルを付して提出する。</p> <p>f. 完成後の再撮影が必要な箇所は指示による。再撮影の時期は現場にて協議の上決定する。</p> <p>g. 完成写真の撮影箇所数及び提出部数</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工事項目</th> <th rowspan="2">箇所数</th> <th colspan="4">提出部数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">発注者</th> <th colspan="2">監理者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>完成アルバム(冊子)</td> <td>写真データ(JPG)</td> <td>完成アルバム(冊子)</td> <td>写真データ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建築</td> <td>内部</td> <td>150箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部</td> <td>30箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※注 航空再撮影</td> <td>20箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調</td> <td></td> <td>5箇所</td> <td>5部</td> <td>1部</td> <td>3部 1部</td> </tr> <tr> <td>衛生</td> <td></td> <td>5箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td></td> <td>5箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機</td> <td></td> <td>1箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※注 ドローン撮影を含む。撮影に際しての手続等は受注者の責任において行う。</p> <p>下記のものを監督員に提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所数及びカメラ</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">着工前</td> <td>※カラー</td> <td rowspan="2">※CD-R</td> <td rowspan="2">監督員の指示による。(撮影計画を提出する)</td> <td rowspan="2">部</td> <td rowspan="2">※500万画素以上</td> </tr> <tr> <td>※カラー</td> </tr> </table> <p>※電子納品対象書類については、「岩手県電子納品ガイドライン」による</p>	工事項目	箇所数	提出部数				発注者		監理者				完成アルバム(冊子)	写真データ(JPG)	完成アルバム(冊子)	写真データ	建築	内部	150箇所				外部	30箇所				※注 航空再撮影	20箇所				空調		5箇所	5部	1部	3部 1部	衛生		5箇所				電気		5箇所				昇降機		1箇所				区分	分類	規格	撮影箇所数及びカメラ	部数	備考	着工前	※カラー	※CD-R	監督員の指示による。(撮影計画を提出する)	部	※500万画素以上	※カラー
適用工事種別	技能検定の種類																																																																																																																																																																																										
鉄筋工事	●鉄筋施工																																																																																																																																																																																										
コンクリート工事	●左官 ●型枠施工 ●コンクリート圧送																																																																																																																																																																																										
鉄骨工事	●とび ●鉄工																																																																																																																																																																																										
コンクリートブロック工事	○コンクリートブロック建築																																																																																																																																																																																										
ALCパネル工事	○ALCパネル施工																																																																																																																																																																																										
防水工事	●防水施工(●アスファルト防水 ●塗膜防水 ●シート防水 ●シーリング防水 ○FRP塗膜)																																																																																																																																																																																										
石工事	○石材施工																																																																																																																																																																																										
タイル工事	●タイル張り																																																																																																																																																																																										
木工事	●建築大工																																																																																																																																																																																										
屋根及びい工事	○瓦葺 ●建築板金 ○スレート施工																																																																																																																																																																																										
金属工事	●内装仕上げ施工(鋼製下地)																																																																																																																																																																																										
左官工事	●左官																																																																																																																																																																																										
建具工事	●建具製作 ●自動ドア施工 ●木製建具製作 ●サッシ施工 ●ガラス施工 ●ガラス用フィルム施工																																																																																																																																																																																										
カーテンウォール工事	●カーテンウォール施工																																																																																																																																																																																										
塗装工事	●塗装																																																																																																																																																																																										
内装工事	●内装仕上げ施工(●プラスチック系床仕上げ ●カーペット系床仕上げ ●天井鋼製下地 ○ボード仕上げ ●表装(壁装作業))○樹脂接着剤注入施工																																																																																																																																																																																										
植栽及び屋上緑化工事	○造園																																																																																																																																																																																										
配管工事	●配管																																																																																																																																																																																										
保温工事	●熱絶縁施工																																																																																																																																																																																										
ダクト製作及び取付	●建築板金																																																																																																																																																																																										
空調工事	○冷凍空調和機器施工 (チリングユニット、パッケージ形空調和機の据え付け及び整備) (●とび作業)																																																																																																																																																																																										
仮設工事																																																																																																																																																																																											
全停電・復電総合検査	防災総合運動検査																																																																																																																																																																																										
タンク・水槽関連検査	自動制御検査																																																																																																																																																																																										
中央監視盤検査	総合運転による騒音・振動検査																																																																																																																																																																																										
完成時の室内環境測定	セキュリティシステム運動検査																																																																																																																																																																																										
種類	記入内容																																																																																																																																																																																										
(建築設計図)																																																																																																																																																																																											
●特記仕様書																																																																																																																																																																																											
●設計概要書	建物の概要 敷地及び建物等の面積表 案内図																																																																																																																																																																																										
●内部仕上表																																																																																																																																																																																											
●配置図	建物と敷地の関係 外構計画概要																																																																																																																																																																																										
●平面図	室名 室内積 耐震壁の位置 防火区画 防煙区画																																																																																																																																																																																										
●立面図	外壁の仕上げ 打継目地 伸縮目地																																																																																																																																																																																										
●断面図	階高、天井高等を表示し2面以上作成 標準地盤面 道路 隣地斜線																																																																																																																																																																																										
●短計図	基本的寸法 対応した平面図、立面図																																																																																																																																																																																										
●各種詳細図	部分詳細図 平面詳細図																																																																																																																																																																																										
○展開図	天井高 主要仕上げ																																																																																																																																																																																										
●各種伏図	天井伏図 床伏図 屋根伏図																																																																																																																																																																																										
●建具表	防火性能																																																																																																																																																																																										
●その他	外構図 植栽図																																																																																																																																																																																										
●確認申請図書	鏡を含む一式																																																																																																																																																																																										
(構造設計図)																																																																																																																																																																																											
●一式																																																																																																																																																																																											
(空調設備設計図)																																																																																																																																																																																											
●一式																																																																																																																																																																																											
(衛生設備設計図)																																																																																																																																																																																											
●一式																																																																																																																																																																																											
(電気設備設計図)																																																																																																																																																																																											
●一式																																																																																																																																																																																											
(昇降機設備設計図)																																																																																																																																																																																											
●一式																																																																																																																																																																																											
(施工図等)																																																																																																																																																																																											
●総合図	●一式																																																																																																																																																																																										
●施工図・工作図	●構造躯体 ●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの																																																																																																																																																																																										
●施工計画書	●カーテンウォール ●その他監理者が指示するもの																																																																																																																																																																																										
工事項目	箇所数	提出部数																																																																																																																																																																																									
		発注者		監理者																																																																																																																																																																																							
		完成アルバム(冊子)	写真データ(JPG)	完成アルバム(冊子)	写真データ																																																																																																																																																																																						
建築	内部	150箇所																																																																																																																																																																																									
	外部	30箇所																																																																																																																																																																																									
	※注 航空再撮影	20箇所																																																																																																																																																																																									
空調		5箇所	5部	1部	3部 1部																																																																																																																																																																																						
衛生		5箇所																																																																																																																																																																																									
電気		5箇所																																																																																																																																																																																									
昇降機		1箇所																																																																																																																																																																																									
区分	分類	規格	撮影箇所数及びカメラ	部数	備考																																																																																																																																																																																						
着工前	※カラー	※CD-R	監督員の指示による。(撮影計画を提出する)	部	※500万画素以上																																																																																																																																																																																						
	※カラー																																																																																																																																																																																										
<p>1.5.5 施工の検査等</p>	<p>a. 施工に対する監理者の検査は、共に[1.5.4]による施工の確認(自主検査)に合格後、検査記録を監理者に提出する。</p> <p>b. 監理者の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受ける。</p> <p>c. 自主中間検査: 監理者の指示する時期に、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による自主中間検査を行い、関係法令又は設計図書に適合しない箇所等がある場合は、速やかに修補又は改造を行ったうえで、監理者に報告する。</p> <p>d. 工事期間中における、関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査や審査については工事の内容が関係法令や設計図書に適合している事を事前に確認し監理者に報告のうえ、適切な時期にこれを受ける。このうち、1.1.3 c.による法定検査(発注者が申請者になるもの)については、手続を代行しその検査・審査に必要な書類・資機材・労務その他を提供し、検査・審査に立ち会うなど、受検に協力する。検査・審査後は記録を作成し、監理者に提出する。</p> <p>e. 前各号の検査・審査の結果、不適合の箇所又は指摘を受けた箇所がある場合は、監理者と協議のうえ、速やかに修補又は改造し、関係機関に対して必要な手続を行い、その結果を監理者に報告する。この修補又は改造に関する費用は受注者の負担とする。</p>	<p>(1.6.2) 技術検査</p>	<p>1.7.3 保全に関する資料</p> <p>(1) 保全に関する資料提出部数: ●2部 ○()部</p> <p>a. 保全に関する資料は(a)に示すほか、次のものを監理者に(a)と同じ部数提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>●敷地境界立会い記録</td> <td>●地中仮設残存物記録</td> <td>●総合調整・試験報告書</td> </tr> <tr> <td>○保全マニュアル</td> <td>○長期修繕計画書</td> <td></td> </tr> </table> <p>b. 次に該当する建築物部位・設備・部品等については、建築物等の利用・維持管理・保全に関する説明書及び機器取扱い説明書を作成し、監理者に提出のうえ、発注者又は発注者の指定する建物管理者等に対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了した場合は、その記録を添えて監理者に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特殊な操作を必要とするもの 2) 特殊な手入れを必要とするもの 3) 使用上・保全上特別な注意を必要とするもの 4) 専門工事業者への保全管理委託を必要とするもの 5) 定期的な状態や機能を点検する必要があるもの 6) 経年劣化等により更新・取替え等が必要なもの 7) その他、必要と思われるもの 	●敷地境界立会い記録	●地中仮設残存物記録	●総合調整・試験報告書	○保全マニュアル	○長期修繕計画書		<p>1.7.6 完成パンフレット</p> <p>a. 完成パンフレットは、完成写真、建物概要及び設計コンセプト等を指定の要領で作成し提出する。作成書式: A4判二つ折りカラーオフセット印刷</p> <p>b. 完成パンフレットの提出部数</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">完成パンフレット</th> <th colspan="2">提出部数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>発注者</th> <th>監理者</th> </tr> <tr> <td>●完成パンフレット</td> <td>100部</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> </table> <p>1.7.7 鍵合せ等</p> <p>a. 鍵合せ・各種計量器確認等を行う。その日程・方法は監理者と協議のうえ決定する。監理者の立会いについては、監理者の指示による。</p> <p>b. 鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。</p> <p>1.7.8 引渡し</p> <p>a. 共に[1.6.1]による通知又は請求に基づく検査終了後、設計図書に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事目的物を引渡す。なお、引渡しは監理者の立会いのもとに行う。</p> <p>1.7.9 提出書類</p> <p>請負契約に定められている主な提出書類</p> <table border="1"> <tr> <td>(契約後)</td> <td>●工事工程表 ●現場代理人等通知書 ●請負代金内訳書 ●火災保険加入契約書(写) ●県外業者との下請契約締結報告書</td> </tr> <tr> <td>(工事中)</td> <td>●出来高検査願</td> </tr> <tr> <td>(完成後)</td> <td>●工事完成届 ●工事完成引渡書(引渡図書目録添付)</td> </tr> </table> <p>標準仕様書、特記仕様書等に定められている主な提出書類</p> <table border="1"> <tr> <td>(契約後)</td> <td>●製造所等承諾願 ●工事総合施工計画書 ●現場技術員届</td> </tr> <tr> <td>(工事中)</td> <td>●各種工事施工計画書 ●各種工事施工図 ●工事作業日報 ●主要資材規格又は品質証明書 ●各種試験成績書又は報告書</td> </tr> <tr> <td>(完成後)</td> <td>●完成図(修正設計図) ●責任施工保証書 ●各種届出書等 ●官公署許認可及び検査済書 ●維持管理取扱書(設備機器説明含む)</td> </tr> </table> <p>※電子納品対象書類については、「岩手県電子納品ガイドライン」による</p>	完成パンフレット	提出部数		備考	発注者	監理者	●完成パンフレット	100部	1部		(契約後)	●工事工程表 ●現場代理人等通知書 ●請負代金内訳書 ●火災保険加入契約書(写) ●県外業者との下請契約締結報告書	(工事中)	●出来高検査願	(完成後)	●工事完成届 ●工事完成引渡書(引渡図書目録添付)	(契約後)	●製造所等承諾願 ●工事総合施工計画書 ●現場技術員届	(工事中)	●各種工事施工計画書 ●各種工事施工図 ●工事作業日報 ●主要資材規格又は品質証明書 ●各種試験成績書又は報告書	(完成後)	●完成図(修正設計図) ●責任施工保証書 ●各種届出書等 ●官公署許認可及び検査済書 ●維持管理取扱書(設備機器説明含む)																																																																																																																																																											
●敷地境界立会い記録	●地中仮設残存物記録	●総合調整・試験報告書																																																																																																																																																																																									
○保全マニュアル	○長期修繕計画書																																																																																																																																																																																										
完成パンフレット	提出部数		備考																																																																																																																																																																																								
	発注者	監理者																																																																																																																																																																																									
●完成パンフレット	100部	1部																																																																																																																																																																																									
(契約後)	●工事工程表 ●現場代理人等通知書 ●請負代金内訳書 ●火災保険加入契約書(写) ●県外業者との下請契約締結報告書																																																																																																																																																																																										
(工事中)	●出来高検査願																																																																																																																																																																																										
(完成後)	●工事完成届 ●工事完成引渡書(引渡図書目録添付)																																																																																																																																																																																										
(契約後)	●製造所等承諾願 ●工事総合施工計画書 ●現場技術員届																																																																																																																																																																																										
(工事中)	●各種工事施工計画書 ●各種工事施工図 ●工事作業日報 ●主要資材規格又は品質証明書 ●各種試験成績書又は報告書																																																																																																																																																																																										
(完成後)	●完成図(修正設計図) ●責任施工保証書 ●各種届出書等 ●官公署許認可及び検査済書 ●維持管理取扱書(設備機器説明含む)																																																																																																																																																																																										
<p>1.5.9 化学物質の濃度測定</p>	<p>(1) 建築物の室内空気中に含まれる揮発性有機化学物質等の濃度測定 ○実施しない ●設計図書に示した室内揮発性有機化合物の室内濃度を測定する。</p> <p>(2) 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所: 測定対象化学物質 測定方法と測定対象物質は ●印とする</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">測定対象化学物質</th> <th colspan="4">厚生労働省の指針値(25℃の場合)</th> </tr> <tr> <th>学校</th> <th>住宅</th> <th>官庁</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>測定方法は下記による 「学校環境衛生の基準」による方法(学校の場合) ●アクティブ法 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」による方法(住宅の場合) 「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置」による方法 その他の方法()</p> <p>測定対象室及び測定箇所数: ●設計図(天井伏図)に指示する部屋及び測定箇所 ○すべての居室及び換気しない書庫、倉庫等(改修工事においては、内装改修を行った室に限る)とし、測定箇所は次により、全ての測定箇所において、当該各化学物質の濃度を同時に測定する。</p> <table border="1"> <tr> <th>室の床面積A(m²)</th> <th>A<50</th> <th>50<A<200</th> <th>200<A<500</th> <th>500<A</th> </tr> <tr> <th>測定箇所</th> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>a. 施工中における接着剤等の有機溶剤や使用材料相互の干渉による臭気について、発生のおそれのある場合は、事前に臭気測定計画書を監理者に提出のうえ、施工中の必要な時期に監理者の立会いのもと測定を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。</p>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)				学校	住宅	官庁	その他	ホルムアルデヒド	●	●	●	●	アセトアルデヒド	○	○	○	○	トルエン	●	●	○	○	キシレン	●	●	○	○	エチルベンゼン	●	○	○	○	スチレン	●	●	○	○	パラジクロロベンゼン	●	○	○	○	室の床面積A(m ²)	A<50	50<A<200	200<A<500	500<A	測定箇所	1	2	3	4	<p>(1.6.2) 技術検査</p>	<p>1.7.4 提出部数等</p> <p>a. 完成図等の提出形式及び部数は下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th>提出図書</th> <th>形式</th> <th>発注者</th> <th>監理者</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">●完成図</td> <td>●原図一式</td> <td>--</td> <td>--</td> <td>普通紙出力</td> </tr> <tr> <td>○金文字製本(判)</td> <td>部</td> <td>--</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ニツ折背張り製本</td> <td>部</td> <td>--</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●縮小ニツ折製本(A4判)</td> <td>3部</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●PDFデータ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>PDF/A</td> </tr> <tr> <td>○CADデータ</td> <td>--</td> <td>一式</td> <td>●DWG ●JWW</td> </tr> <tr> <td>○マイクロフィルム</td> <td>--</td> <td>一式</td> <td>○JIS Z 6018</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">●総合図</td> <td>●PDFデータ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>PDF/A</td> </tr> <tr> <td>●CADデータ</td> <td>一式</td> <td>--</td> <td>●DWG ●JWW</td> </tr> <tr> <td>○製本</td> <td>一式</td> <td>--</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●施工図・工作図</td> <td>●PDFデータ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>PDF/A</td> </tr> <tr> <td>●CADデータ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>●DWG ●JWW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●施工計画書</td> <td>●電子データ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>PDF</td> </tr> <tr> <td>●電子データ</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td>PDF</td> </tr> </table> <p>1) CADデータは、AutoCAD(商標)のDWG形式を原則とし、外部参照図形利用の時はバインドし、図面名が分かるファイル名を付けて作成する。</p> <p>2) PDFデータは、普通紙出力図面に押印した図面をSCANして作成し、図面名が分かるファイル名を付けて作成する。</p> <p>3) CADデータ、PDFデータ、電子データとも、JIS Z6017に示す方法で、所定のCD-R又はDVD-Rに、所定の方法で収録し、指定のラベルを付して提出する。</p> <p>4) マイクロフィルムは普通紙出力図面に押印した図面を撮影する。樹脂製穴あきリールを用いた中性紙製の箱に収め、指定のラベルを付して提出する。</p> <p>※電子納品対象書類については、「岩手県電子納品ガイドライン」による</p>	提出図書	形式	発注者	監理者	備考	●完成図	●原図一式	--	--	普通紙出力	○金文字製本(判)	部	--		○ニツ折背張り製本	部	--		●縮小ニツ折製本(A4判)	3部	1部		●PDFデータ	一式	一式	PDF/A	○CADデータ	--	一式	●DWG ●JWW	○マイクロフィルム	--	一式	○JIS Z 6018	●総合図	●PDFデータ	一式	一式	PDF/A	●CADデータ	一式	--	●DWG ●JWW	○製本	一式	--		●施工図・工作図	●PDFデータ	一式	一式	PDF/A	●CADデータ	一式	一式	●DWG ●JWW	●施工計画書	●電子データ	一式	一式	PDF	●電子データ	一式	一式	PDF	<p>1.7.10 経年検査</p> <p>本工事完成 年後の経年検査 ・なし ●あり</p>																																																																
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)																																																																																																																																																																																										
	学校	住宅	官庁	その他																																																																																																																																																																																							
ホルムアルデヒド	●	●	●	●																																																																																																																																																																																							
アセトアルデヒド	○	○	○	○																																																																																																																																																																																							
トルエン	●	●	○	○																																																																																																																																																																																							
キシレン	●	●	○	○																																																																																																																																																																																							
エチルベンゼン	●	○	○	○																																																																																																																																																																																							
スチレン	●	●	○	○																																																																																																																																																																																							
パラジクロロベンゼン	●	○	○	○																																																																																																																																																																																							
室の床面積A(m ²)	A<50	50<A<200	200<A<500	500<A																																																																																																																																																																																							
測定箇所	1	2	3	4																																																																																																																																																																																							
提出図書	形式	発注者	監理者	備考																																																																																																																																																																																							
●完成図	●原図一式	--	--	普通紙出力																																																																																																																																																																																							
	○金文字製本(判)	部	--																																																																																																																																																																																								
	○ニツ折背張り製本	部	--																																																																																																																																																																																								
	●縮小ニツ折製本(A4判)	3部	1部																																																																																																																																																																																								
	●PDFデータ	一式	一式	PDF/A																																																																																																																																																																																							
	○CADデータ	--	一式	●DWG ●JWW																																																																																																																																																																																							
○マイクロフィルム	--	一式	○JIS Z 6018																																																																																																																																																																																								
●総合図	●PDFデータ	一式	一式	PDF/A																																																																																																																																																																																							
	●CADデータ	一式	--	●DWG ●JWW																																																																																																																																																																																							
	○製本	一式	--																																																																																																																																																																																								
●施工図・工作図	●PDFデータ	一式	一式	PDF/A																																																																																																																																																																																							
	●CADデータ	一式	一式	●DWG ●JWW																																																																																																																																																																																							
●施工計画書	●電子データ	一式	一式	PDF																																																																																																																																																																																							
	●電子データ	一式	一式	PDF																																																																																																																																																																																							

発注方式・工事区分																																																																																																																																																																																														
発注方式	a. 本工事の発注方式は以下の通りとする。 ○一括発注 建築 電気設備 空調和設備 給排水衛生設備 昇降機設備 駐車・駐輪機械設備 外構 ●分離発注 建築(昇降機・外構含む) 電気 空調和 給排水衛生 ○コストオン ○関連工事																																																																																																																																																																																													
工事区分	a. 設計図による他、下記を工事区分とする。 b. ●印を適用する。疑義を生じた場合は事前に質問回答書をもって確認する。																																																																																																																																																																																													
1. 躯体の開口、スリール工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>降</th> <th>用</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	昇	別	適		築	調	生	降	用	外	1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)	●	●	●	●	●	●	4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●	●	5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強	●																																																																																																																																																	
工事内容	建	空	衛	昇	別	適																																																																																																																																																																																								
	築	調	生	降	用	外																																																																																																																																																																																								
1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強	●																																																																																																																																																																																													
2. 躯体以外の開口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>降</th> <th>用</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 開口のみの墨出し(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5 同上補強(仕上材、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既製パーティション壁類の開口、補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	昇	別	適		築	調	生	降	用	外	1 開口のみの墨出し(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●	●	3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)	●	●	●	●	●	●	4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	5 同上補強(仕上材、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)	●						6 既製パーティション壁類の開口、補強	●																																																																																																																																										
工事内容	建	空	衛	昇	別	適																																																																																																																																																																																								
	築	調	生	降	用	外																																																																																																																																																																																								
1 開口のみの墨出し(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
5 同上補強(仕上材、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)	●																																																																																																																																																																																													
6 既製パーティション壁類の開口、補強	●																																																																																																																																																																																													
3. 基礎、ピットマンホールその他工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>降</th> <th>用</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 コンクリート基礎上部の鋼製架台</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5 床下(ピット内)の機械基礎</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 設備機器搬出入用天井等のフック及び補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	昇	別	適		築	調	生	降	用	外	1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)	●						2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)	●						3 コンクリート基礎上部の鋼製架台	●	●	●	●	●	●	4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)	●	●	●	●	●	●	5 床下(ピット内)の機械基礎	●						6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)	●	●	●	●	●	●	7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路	●						8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱	●						9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)	●						10 設備機器搬出入用天井等のフック及び補強	●						11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け	●																																																																																																							
工事内容	建	空	衛	昇	別	適																																																																																																																																																																																								
	築	調	生	降	用	外																																																																																																																																																																																								
1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)	●																																																																																																																																																																																													
2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)	●																																																																																																																																																																																													
3 コンクリート基礎上部の鋼製架台	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
5 床下(ピット内)の機械基礎	●																																																																																																																																																																																													
6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路	●																																																																																																																																																																																													
8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱	●																																																																																																																																																																																													
9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)	●																																																																																																																																																																																													
10 設備機器搬出入用天井等のフック及び補強	●																																																																																																																																																																																													
11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け	●																																																																																																																																																																																													
4. 仕上げ関係工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>降</th> <th>用</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付けのための下地補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 フリーアクセスフロアーの開口</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防火戸及び防煙たれ壁用煙感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 ルーフドレン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 システム天井用設備プレート(各関連工事)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 ユニットバス、ユニットイレ等の出入口額縁及び寄摺</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	昇	別	適		築	調	生	降	用	外	1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け	●						2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)	●	●					3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付けのための下地補強	●						4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け	●						5 フリーアクセスフロアーの開口	●						6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)	●						7 防火戸及び防煙たれ壁用煙感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)	●	●	●	●	●	●	8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)	●						9 ルーフドレン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)	●						10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管	●						11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)	●				○	○	12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)	●						13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)	●	●	○	○			14 システム天井用設備プレート(各関連工事)	○	○	○	○		●	15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工	●						16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●						17 ユニットバス、ユニットイレ等の出入口額縁及び寄摺	●						18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ	●																																																						
工事内容	建	空	衛	昇	別	適																																																																																																																																																																																								
	築	調	生	降	用	外																																																																																																																																																																																								
1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け	●																																																																																																																																																																																													
2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)	●	●																																																																																																																																																																																												
3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付けのための下地補強	●																																																																																																																																																																																													
4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け	●																																																																																																																																																																																													
5 フリーアクセスフロアーの開口	●																																																																																																																																																																																													
6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)	●																																																																																																																																																																																													
7 防火戸及び防煙たれ壁用煙感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)	●																																																																																																																																																																																													
9 ルーフドレン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)	●																																																																																																																																																																																													
10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管	●																																																																																																																																																																																													
11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)	●				○	○																																																																																																																																																																																								
12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)	●																																																																																																																																																																																													
13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)	●	●	○	○																																																																																																																																																																																										
14 システム天井用設備プレート(各関連工事)	○	○	○	○		●																																																																																																																																																																																								
15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工	●																																																																																																																																																																																													
16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●																																																																																																																																																																																													
17 ユニットバス、ユニットイレ等の出入口額縁及び寄摺	●																																																																																																																																																																																													
18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ	●																																																																																																																																																																																													
5. 設備関係工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>降</th> <th>用</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 厨房器具の製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 同上の本体及び内部装置(図示による)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ペーパーシート等(450×600以下の鏡は衛生)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 ペーパーホルダー、ペーパータオルホルダー、水石けん入れ等</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 同上 吹出口及びファンコイル用架台</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 同上 制御盤迄の二次側電気工事</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 動力制御盤及び二次側電気工事</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>25 各種盤類取付けのための下地補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	昇	別	適		築	調	生	降	用	外	1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●						2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)	●	●					3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)	●	●					4 厨房器具の製作取付け	●						5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)	●						7 同上の本体及び内部装置(図示による)	●						8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ	●						9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け	●	●	●	●	●	●	11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ペーパーシート等(450×600以下の鏡は衛生)	●						13 ペーパーホルダー、ペーパータオルホルダー、水石けん入れ等	●						14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け	●						15 同上 吹出口及びファンコイル用架台	●						16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ	●						17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)	●						18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)	●						19 同上 制御盤迄の二次側電気工事	●						20 動力制御盤及び二次側電気工事	●						21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)	●						22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路	●						23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)	●						24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)	●	●	●	●	●	●	25 各種盤類取付けのための下地補強	●					
工事内容	建	空	衛	昇	別	適																																																																																																																																																																																								
	築	調	生	降	用	外																																																																																																																																																																																								
1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●																																																																																																																																																																																													
2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)	●	●																																																																																																																																																																																												
3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)	●	●																																																																																																																																																																																												
4 厨房器具の製作取付け	●																																																																																																																																																																																													
5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)	●																																																																																																																																																																																													
7 同上の本体及び内部装置(図示による)	●																																																																																																																																																																																													
8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ	●																																																																																																																																																																																													
9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ペーパーシート等(450×600以下の鏡は衛生)	●																																																																																																																																																																																													
13 ペーパーホルダー、ペーパータオルホルダー、水石けん入れ等	●																																																																																																																																																																																													
14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け	●																																																																																																																																																																																													
15 同上 吹出口及びファンコイル用架台	●																																																																																																																																																																																													
16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ	●																																																																																																																																																																																													
17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)	●																																																																																																																																																																																													
18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)	●																																																																																																																																																																																													
19 同上 制御盤迄の二次側電気工事	●																																																																																																																																																																																													
20 動力制御盤及び二次側電気工事	●																																																																																																																																																																																													
21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)	●																																																																																																																																																																																													
22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路	●																																																																																																																																																																																													
23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)	●																																																																																																																																																																																													
24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																								
25 各種盤類取付けのための下地補強	●																																																																																																																																																																																													

工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
26 各種設備機器搬入口の仮設及び復旧	●					
27 屋外屋内設備機器点検架台(躯体基礎及び取付け用鋼材を含む)	●					
28 屋外屋内設備機器架台(各関連工事)(各種機器附属の専用架台)	●	●	●	●	●	●
29 看板、サイン類の一次側電気工事	●					
30 消火器	○					●
31 同上の収納ボックス(図示による)	●	●	●	●	●	●

工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
1 エレベーター出入口扉、三方枠、幕板、敷居の製作取付け	●					●
2 同上 扉、インジケーター、押ボタン等の開口(モルタル詰は昇降)	●					●
3 同上 ピット内防水及び排水(排水は衛生)	●					●
4 同上 シャフト内点検用タラップ	●					●
5 同上 シャフト内耐火処理	●					●
6 同上 通過階のあるときの非常口扉	●					●
7 同上 機械室ベーム	●					●
8 同上 機械室床開口、かさ上げコンクリート、配線用ピット、ふた及び床仕上げ	●					●
9 同上 シャフト内中間ベーム、ブラケット、レール等	●					●
10 同上 シャフト内ブラケット支持用ベースプレート取付け(柔構造の場合)	●					●
11 同上 三方枠、扉のシャフト側補強用下地金物取付け、敷居持出し用下地金物取付け、中間ベーム取付け(柔構造の場合)	●					●
12 同上 機械搬入口の仮設、復旧及び天井吊フック、補強	●					●
13 同上 機械室照明、コンセント及びシャフト内コンセント	●					●
14 同上 機械室電源盤の一次側電気工事(二次側は昇降)	●					●
15 同上 シャフト外の遠方操作又は警報監視用電気工事	●					●

工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
1 コンクリート造の各種水槽、マンホール躯体及び及び杭(ハンドホールを含む)	●					○
2 同上(化粧蓋の仕上げ)	●					○
3 コンクリート造のし尿浄化槽の躯体及び及び杭	●					○
4 同上の内部仕上げ(建具、階段、手すり、タラップ、グレーチング等は建築)	●					○
5 機械駐車設備本体、基礎及び及び杭	○					○
6 同上 制御盤及び二次側電気工事	○					○
7 同上の一次側電気工事	○					○
8 自動車(車路)管制装置	○					○
9 清掃用ゴンドラの本体及び走行レール	○					○
10 同上の基礎及び架台	○					○
11 舞台装置	●					○

工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
1 工事用電力引込工事	●					
2 工事用電力料金(引込負担金、基本料金、使用料金)	●	●	●	●	●	●
3 本設電力引込負担金	●					
4 本設受電後引渡しまでの基本料金	●					●
5 本設受電後引渡しまでの使用料金	●					●
6 電気設備工事着工から本設受電までの電気主任技術者の選任及び費用	●	●	●	●	●	●
7 本設受電後から竣工までの電気主任技術者の選任及び費用	●					●

工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
8 工事用上水道引込接続工事	●					
9 工事用上水道料金(引込負担金、基本料金、使用料金)	●	●	●	●	●	●
10 本設上水道引込接続工事(引込接続負担金加入金)	●					●
11 本設下水道負担金、加入金(○加入金なし)	○					○
12 本設後引渡しまでの基本料金、使用料金	●					●
13 場内汲み上げ排水処理	●					

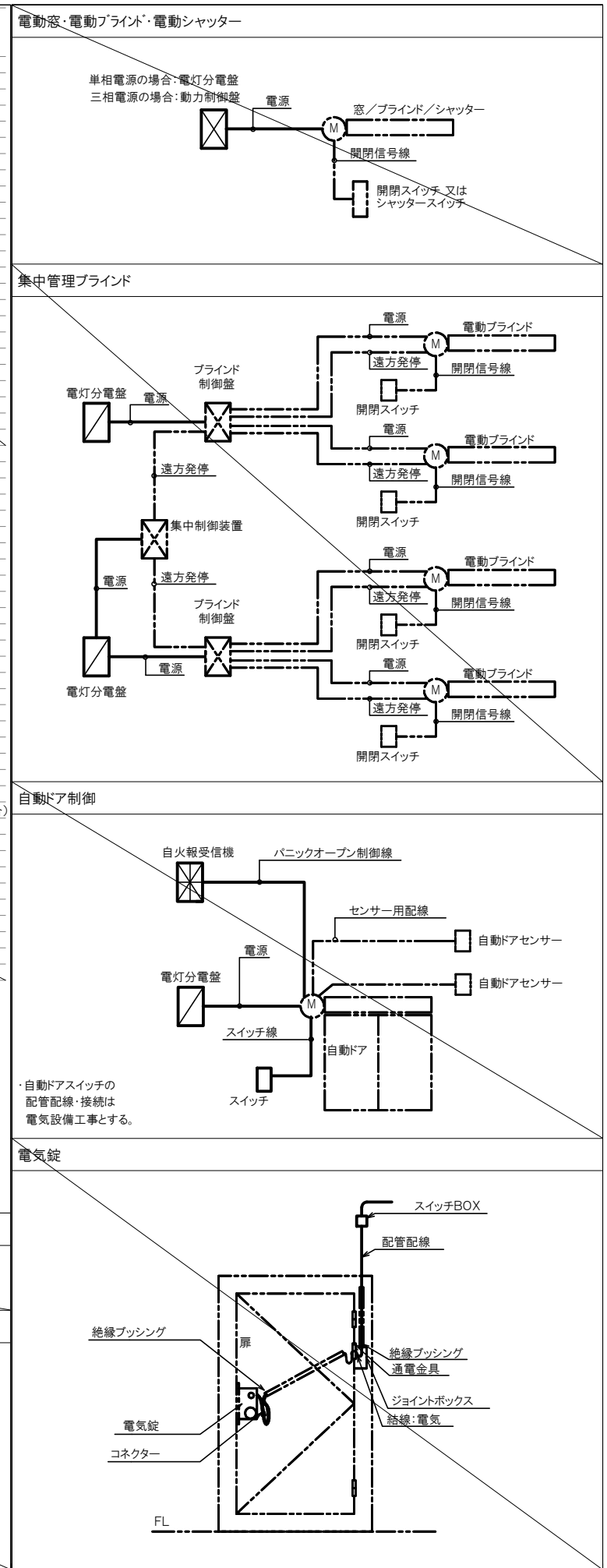
工事内容	建	空	衛	昇	別	適
	築	調	生	降	用	外
14 本設LPガス引込負担金(○負担金なし)						○
15 空調用試運転の基本料金、使用料金						○
16 厨房器具、給湯用試運転の基本料金、使用料金						●
17 コージェネ用試運転の基本料金、使用料金						○
18 本設後引渡しまでの基本料金、使用料金						○

工事内容	本	別	適	備考
	工	用	外	
1 什器・備品	○	●	○	
2 可動家具	○	●	○	
3 固定家具	○	○	○	設計図による
4 黒板・白板	○	○	○	設計図による
5 掲示板	○	○	○	
6 カーテン	○	○	○	
7 カーテンレール	○	○	○	
8 ブラインド	○	○	○	
9 障幕	○	○	○	
10 マット類	○	○	○	
11 郵便受	○	○	○	
12 サイン工事	○	○	○	
13 パーティション	○	○	○	
14 スライディングウォール	○	○	○	
15 映写スクリーン	○	○	○	
16 金庫扉・書庫扉	○	○	○	
17 搬送設備	○	○	○	
18 遊離器具	○	○	○	
19 メンテナンスラダー	○	○	○	
20 外構工事	○	○	○	
21 駐輪設備	○	○	○	
22 屋外サイン工事	○	○	○	
23 敷地造成工事	○	○	○	
24				

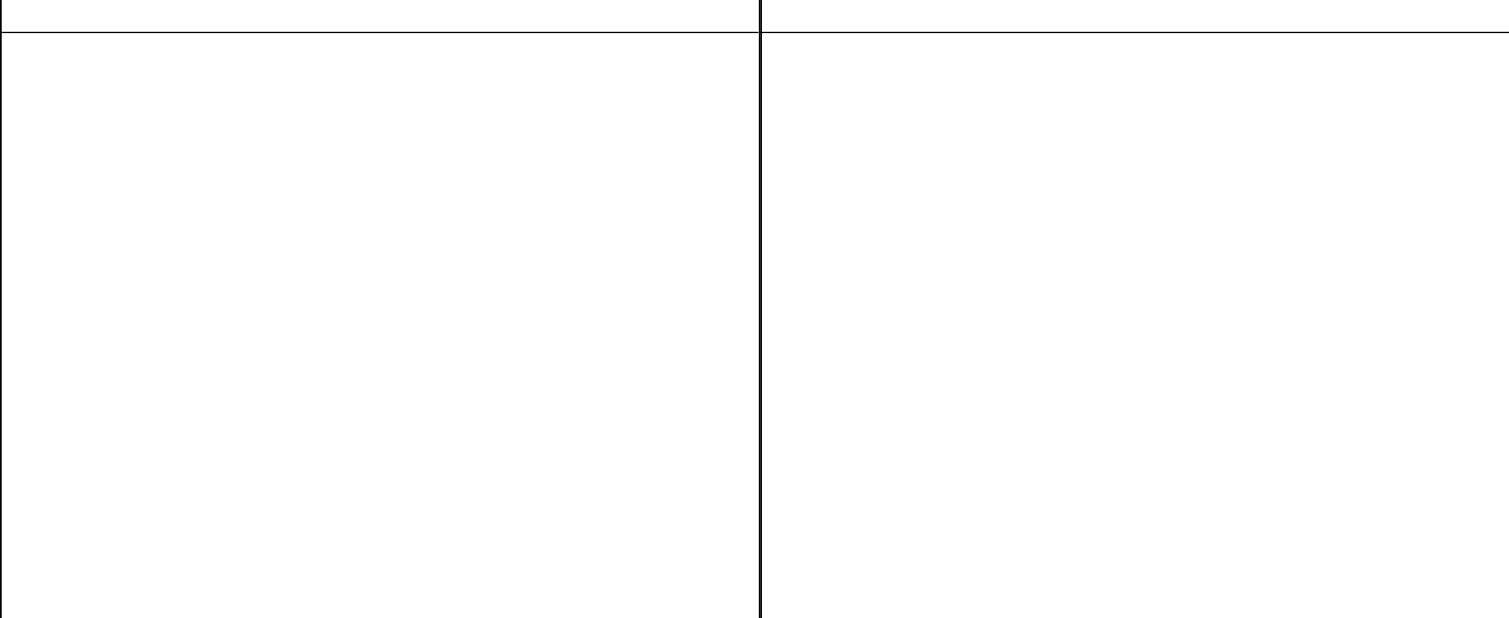
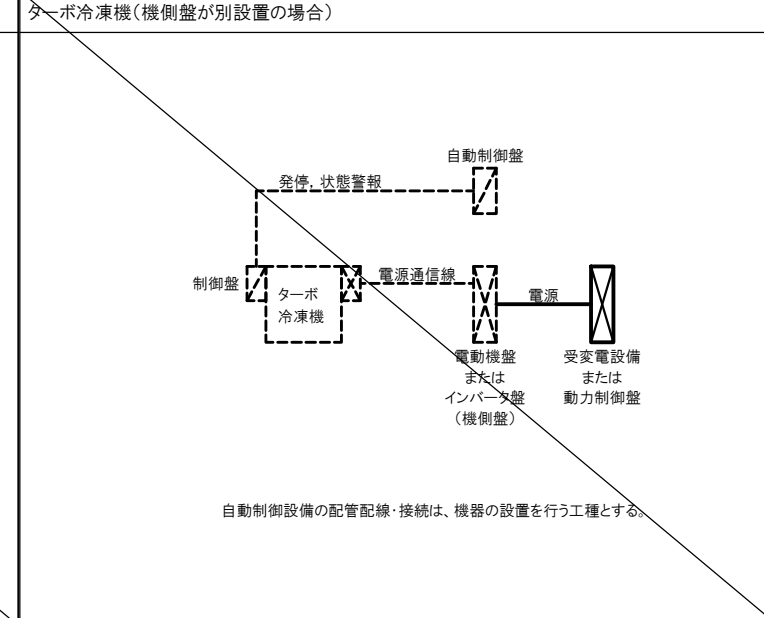
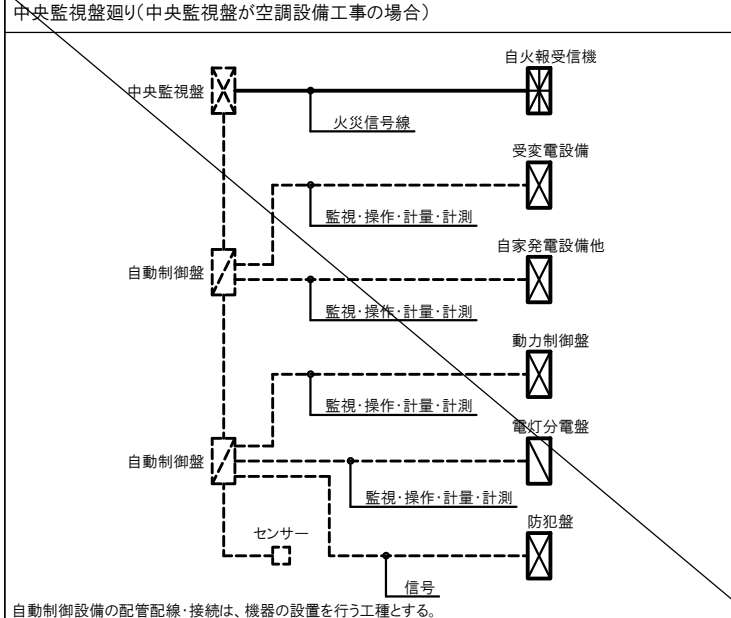
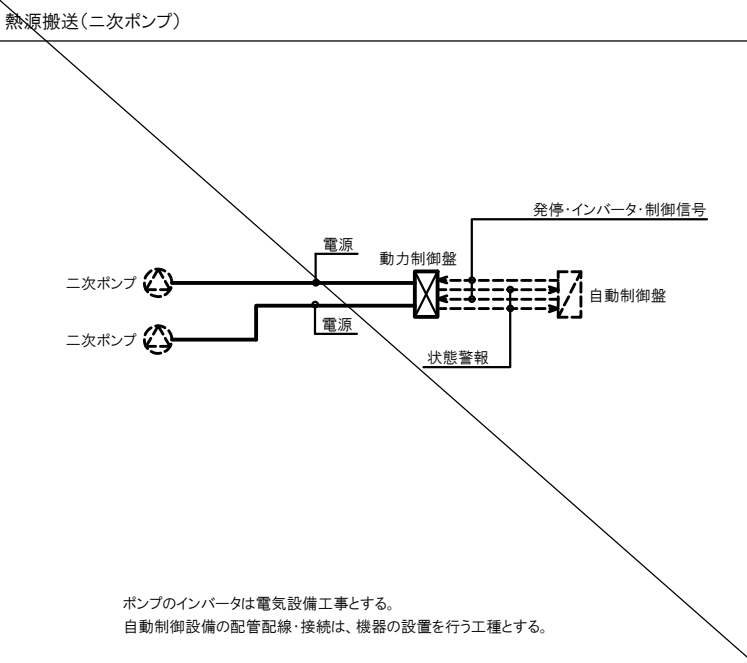
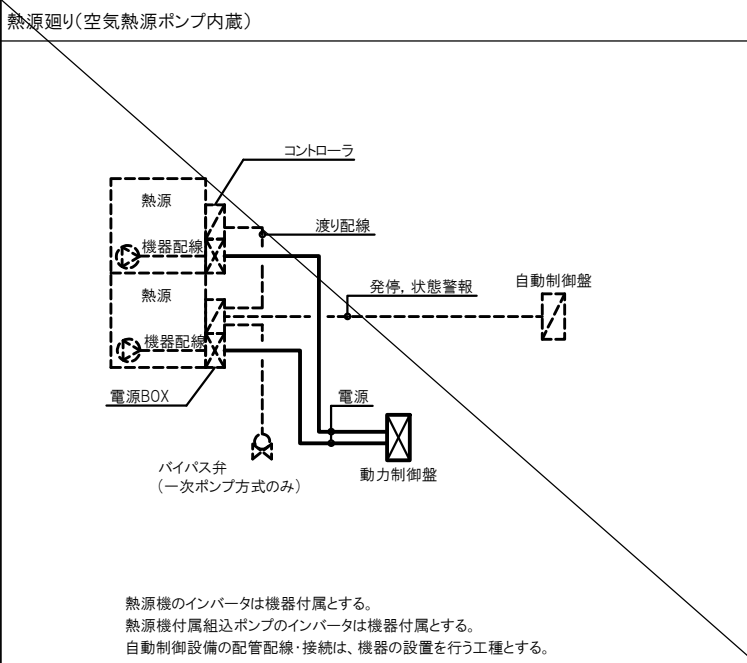
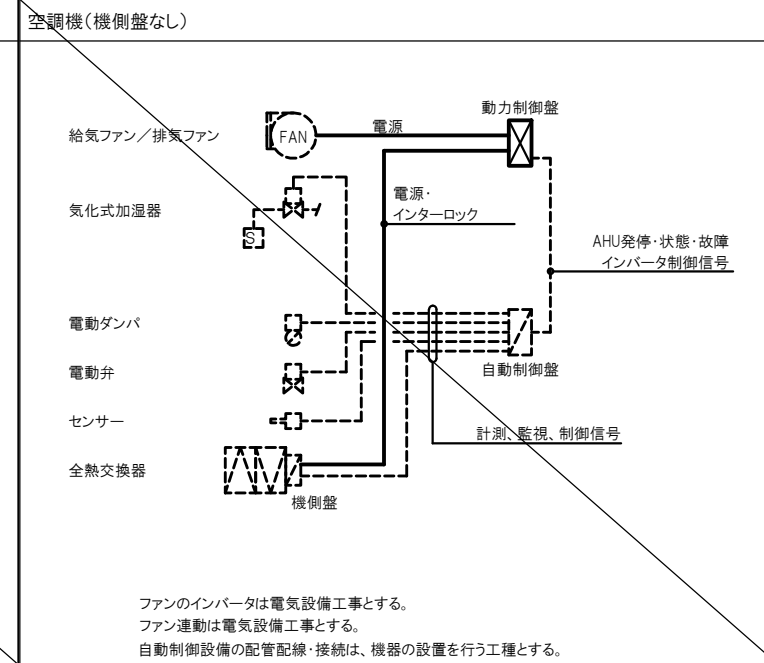
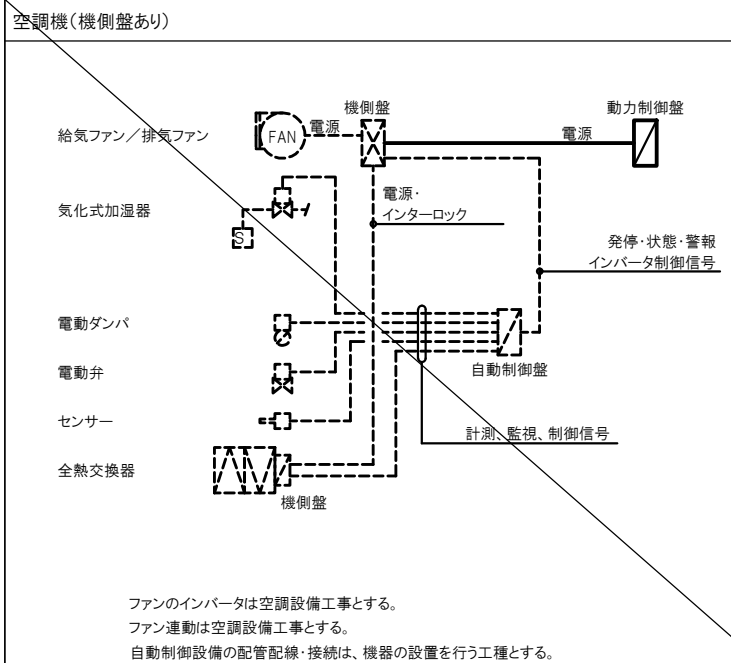
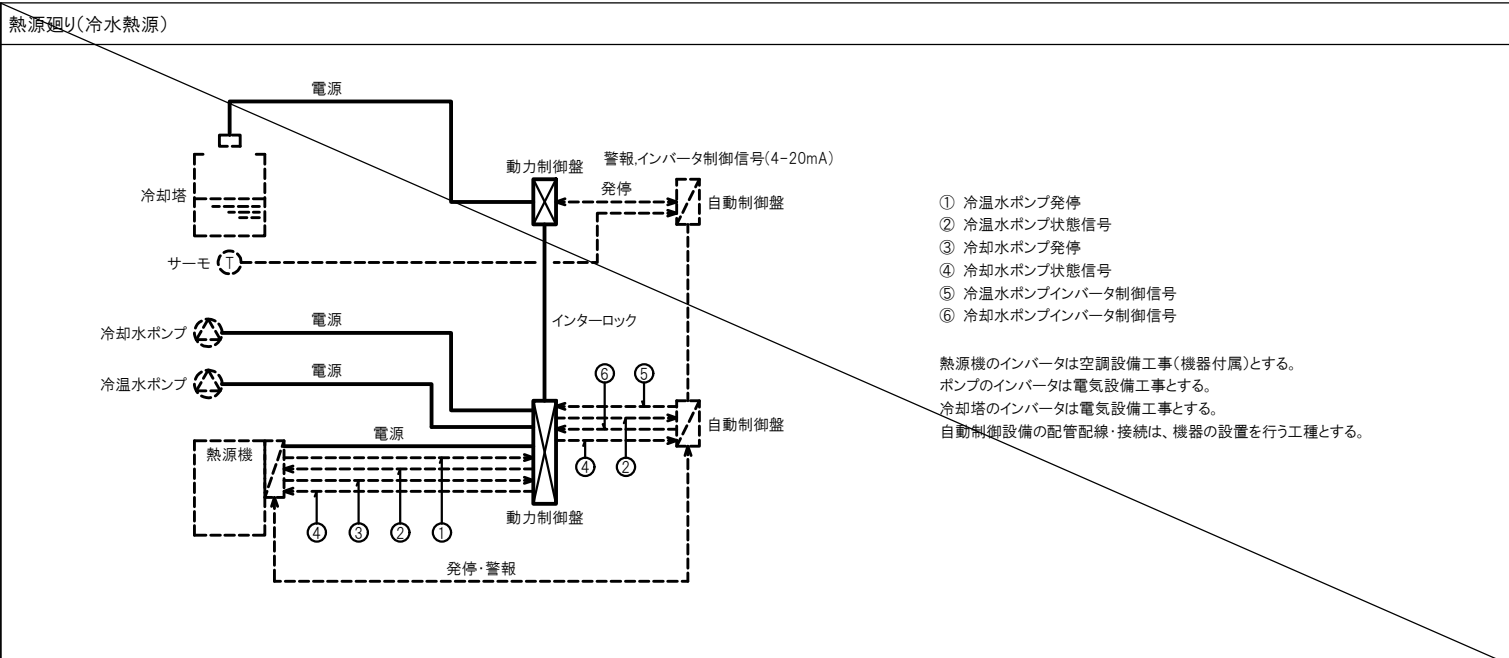
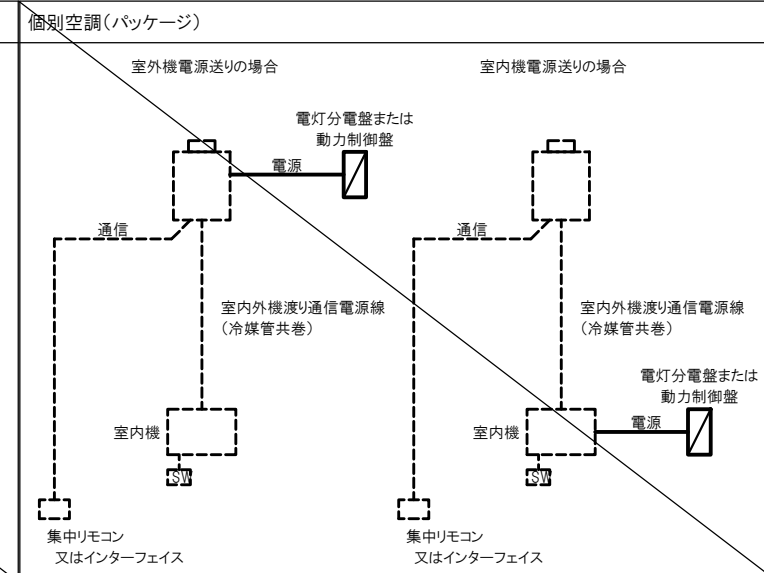
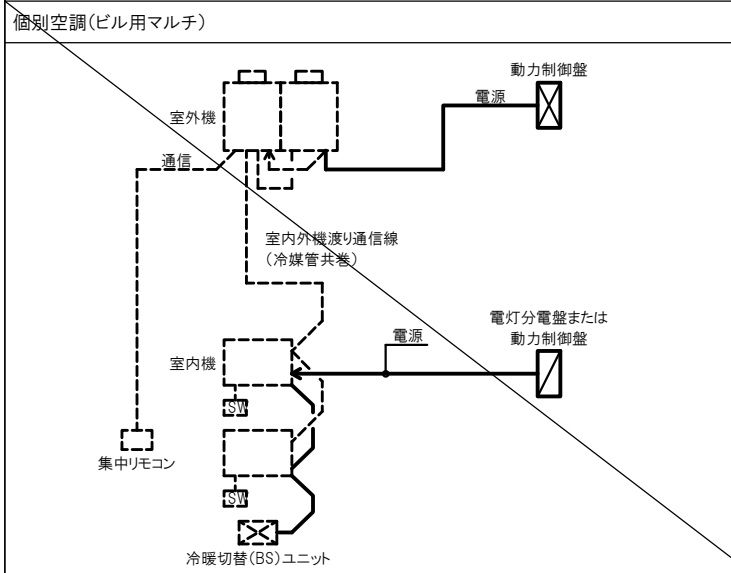
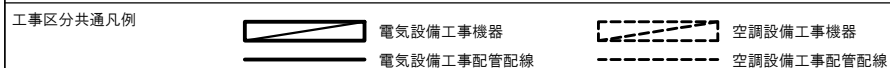
工事内容	本	別	適	備考
	工	用	外	
1 既設建物	○	○	○	
2 基礎	○	○	○	
3 埋設物	○	○	○	
4 工作物	○	○	○	
5 樹木	○	○	○	

工事内容	本	別	適	備考
	工	用	外	
1 既設建物	○	○	○	
2 工作物	○	○	○	
3 樹木	○	○	○	
4 電柱支線移設	○	○	○	
5 道路切下	○	○	○	
6 道路樹木	○	○	○	
7 公共工作物	○	○	○	
8 駐車場等	○	○	○	

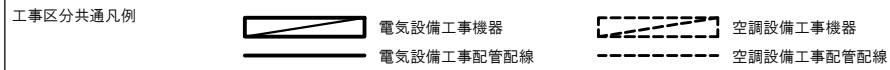
工事内容	本	別	適	備考
	工	用	外	
1 電波障害	○	○	○	タワークレーンを利用する場合
2 風害	○	○	○	
3 地質調査	○	○	○	
4 騒音調査	○	○	○	
5 埋設物調査	○	○	○	既存雨水管の調査(施工干渉する恐れがある場合)
6 地中障害	○	○	○	
7 土壌汚染調査	○	○	○	
8 埋設公共設備	○	○	○	
9 近隣家屋調査	○	○	○	
10 沿道破損状況調査	○	○	○	
11 境界破損状況調査	○	○	○	
12 道路レベル状況調査	○	○	○	



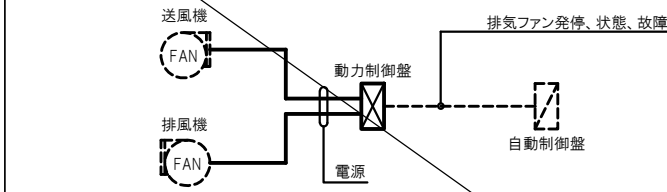
工事区分図(電気設備工事-空調設備工事)



工事区分図(電気設備工事-空調設備工事)

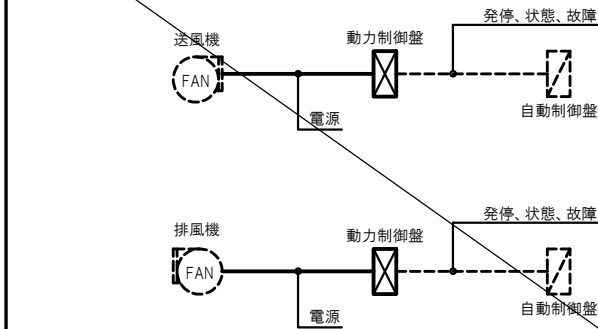


ファン(1) 三相ファン(動力制御盤が同一の場合)



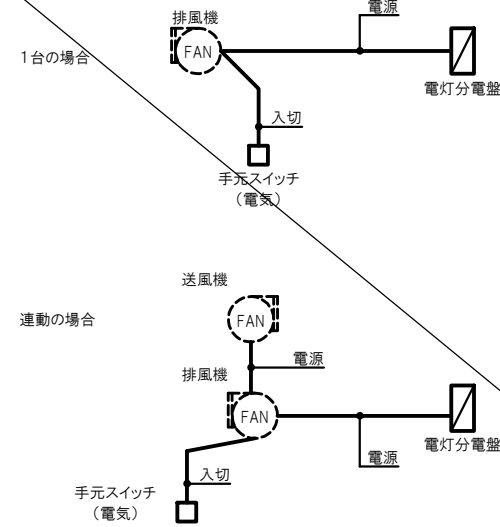
※ 送風機と排風機の連動制御は電気設備工事とする。
 ※ 原則として連動は排気ファンを起動後、給気ファンを連動するものとする。
 (換気方式により異なる場合があります)

ファン(2) 三相ファン(動力制御盤が異なる場合)

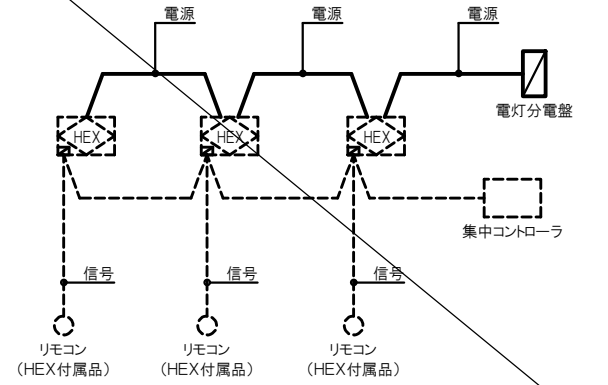


※ 送風機と排風機の連動制御は空調設備工事とする。

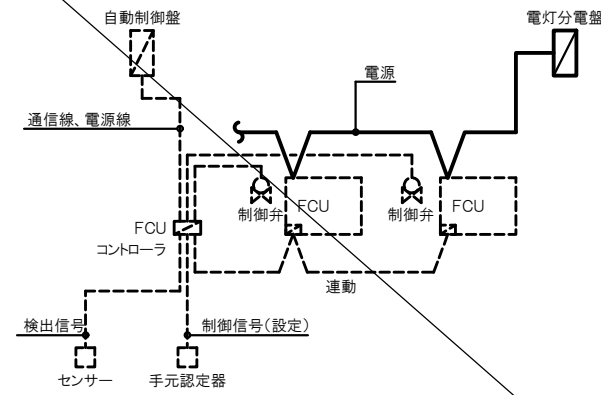
ファン(3) 単相ファン



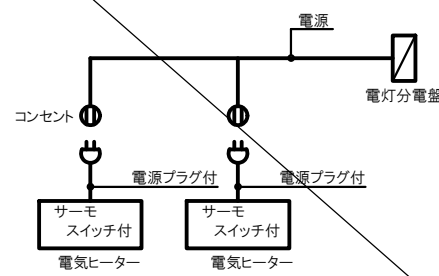
全熱交換機廻り



ファンコイルユニット

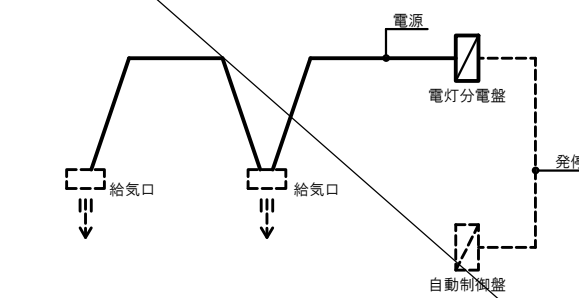


電気ヒータ(排水路ヒータ)※パネルヒータを除く



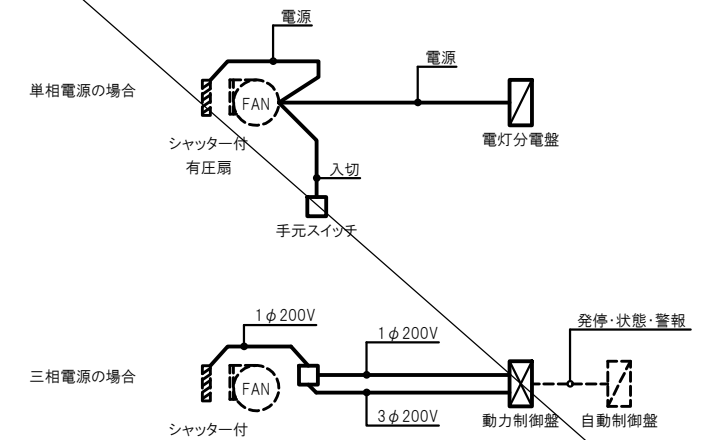
※ コンセント接続を基本とする。

電気ヒータ付吹出口

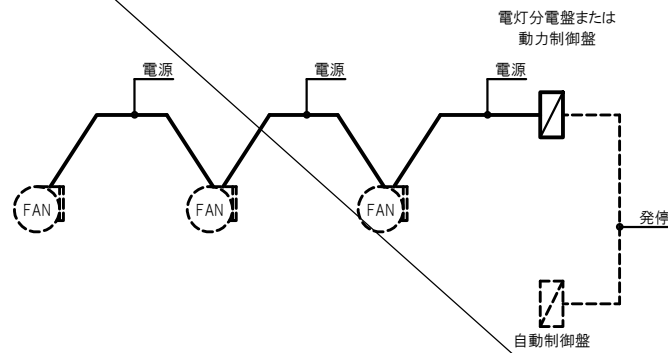


自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工程とする。

シャッター付有圧扇

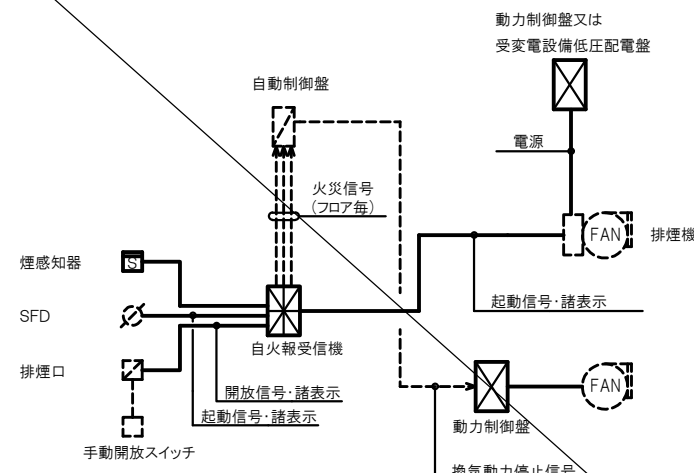


エア搬送ファン



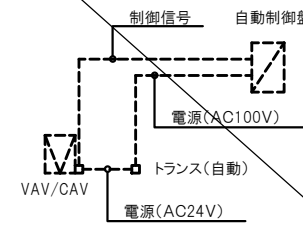
※ 運用により、1台おきなど発停が異なるので確認すること。
 自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工程とする。

防災システム(SFD・排煙機・排煙口)

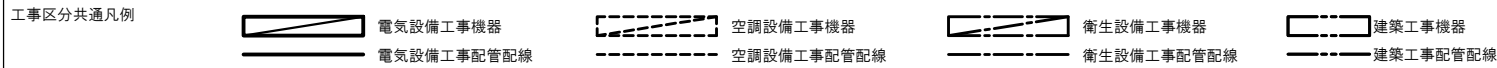


※ 自動制御設備が無い場合の換気動力停止は自火報受信機から動力制御盤へ電気工事で行う。
 自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工程とする。

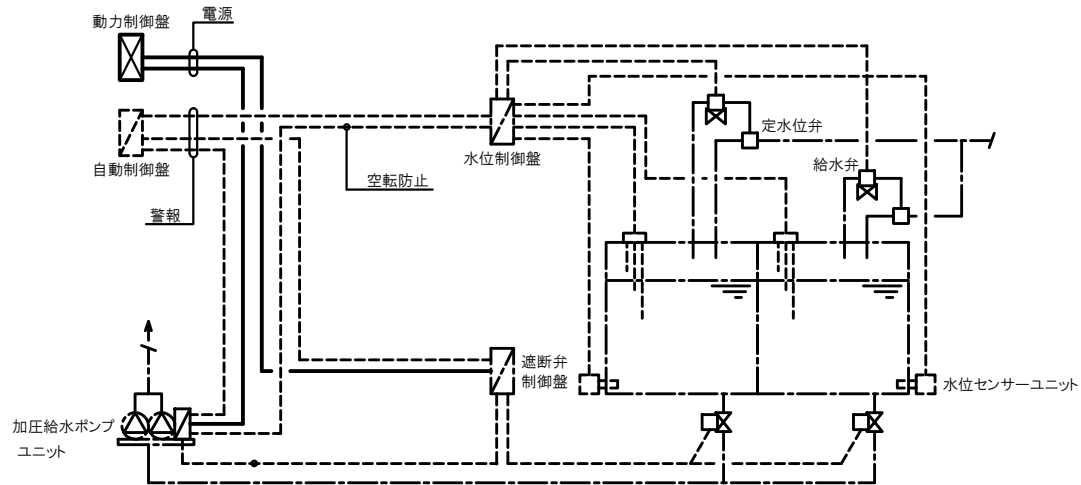
変风量装置(VAV)、定风量装置(CAV)



自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工程とする。

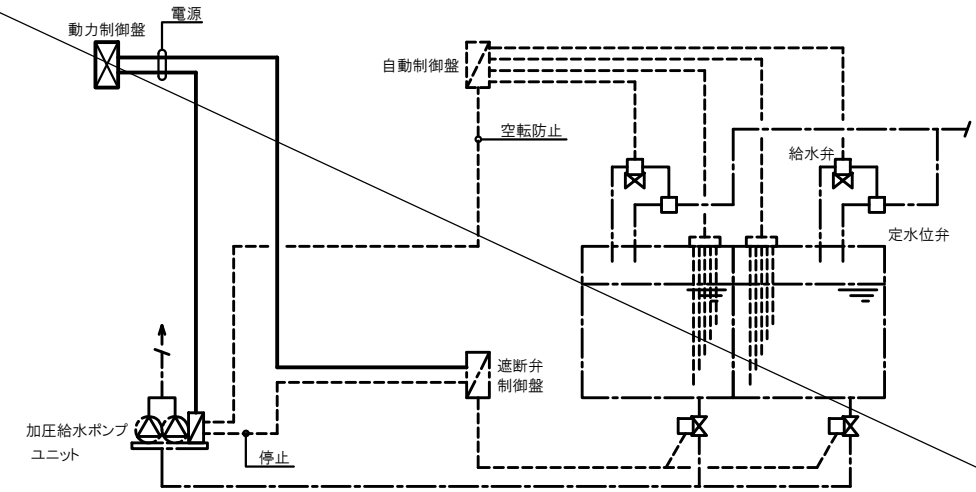


受水槽廻り(加圧給水方式)センサー付き



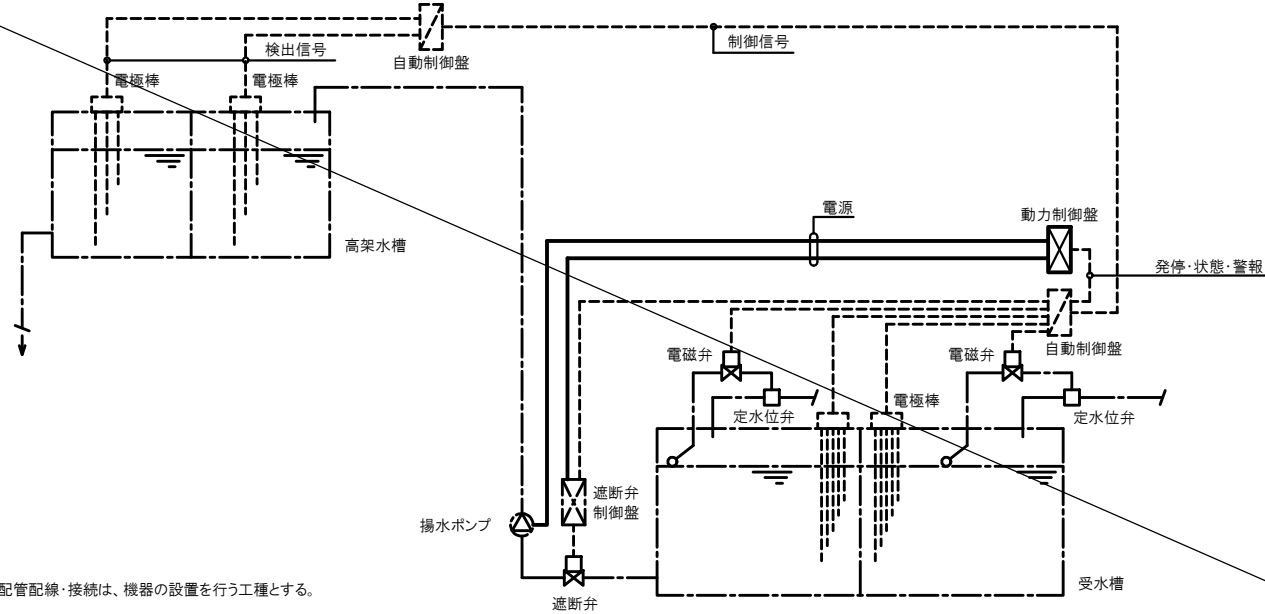
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

受水槽廻り(加圧給水方式)電極式



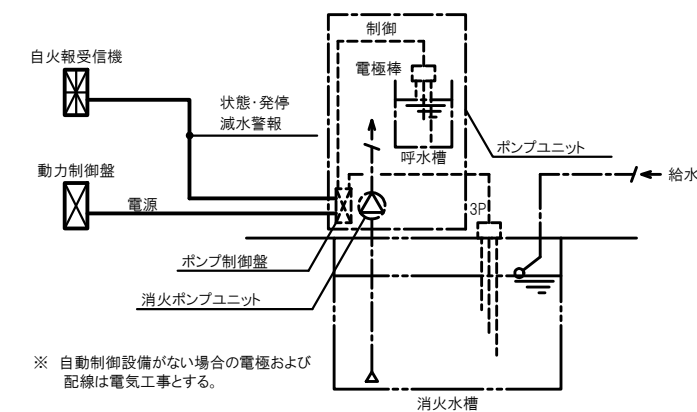
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

受水槽廻り(高架水槽方式)



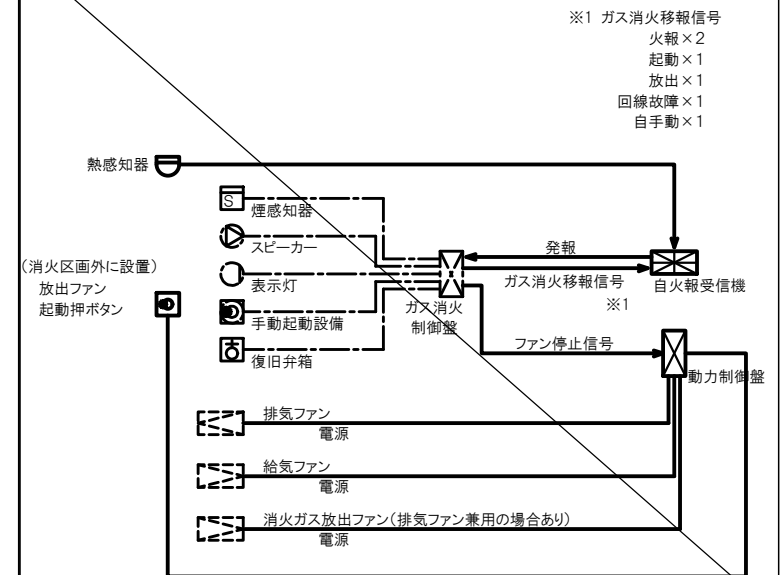
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

消火ポンプユニット廻り

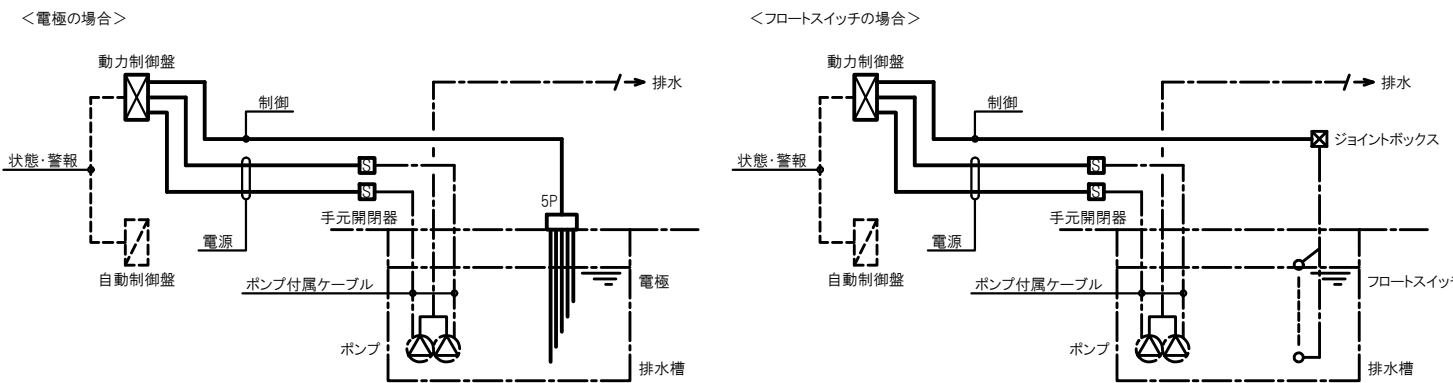


※ 自動制御設備がない場合の電極および配線は電気工事とする。

セキュリティルーム・機械室 ガス消火工事



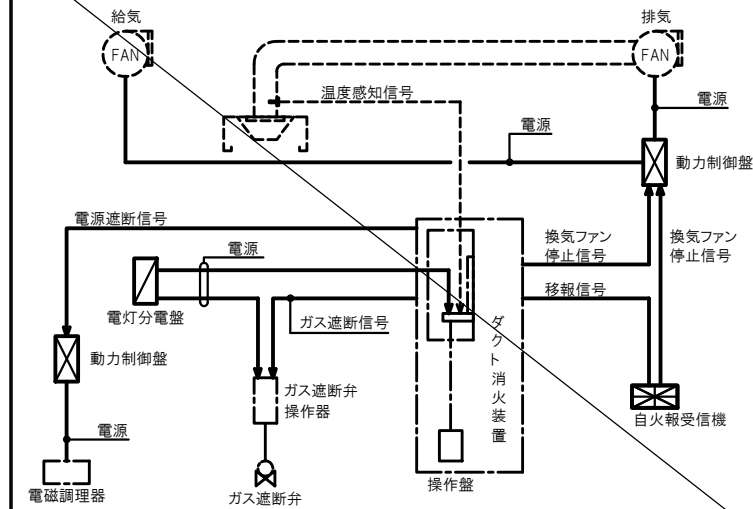
排水ポンプ廻り(湧水槽・雑排水槽)



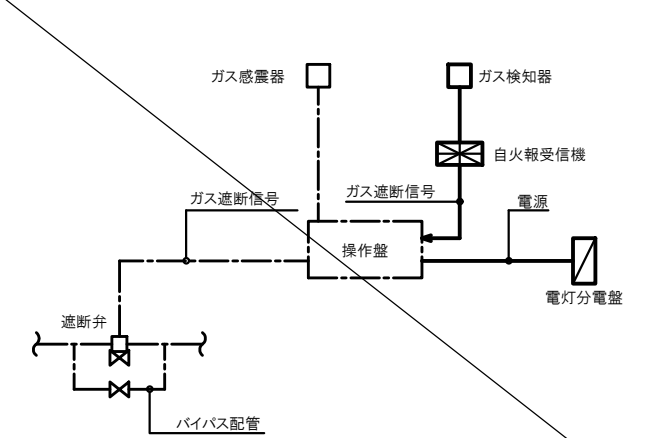
※ 水位については衛生工事より提示する。
※ 自動制御設備がない場合の警報は電気工事とする。

ポンプ付属ケーブルは衛生設備工事支給とする。

ダクトフード消火



ガス緊急遮断弁



機械設備工事特記仕様書	(5) 電気設備 工事	● 電気設備は「標仕」（機械設備工事編）の他に「標仕」（電気設備工事編）（最新版）による。		
特記仕様書の適用について	3 耐震措置			
設計図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、共仕・標仕による。特記仕様書の章、節、項番号及び表番号は、追加の場合を除き共仕・標仕の当該番号とする。特記仕様書の以下の表記は、次による。 【読替】：共仕・標仕の当該章、節、項の規定を特記の規定に読み替える。 【追加】：共仕・標仕の章、節、項の規定に新たに章、節、項を追加する。 特記事項内、選択肢のあるものは、●の付いたものを適用し、○印は適用しない。	(1) 一般事項	● 機器、配管、ダクト、制気口等は耐震に考慮し堅固に据付け、取り付けまたは支持を行う。 ● 耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて「建築設備耐震設計施工指針2014年版（一般財団法人日本建築センター）」、「非構造部材の耐震設計指針・同解説による耐震設計・施工要領（日本建築学会）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準と同解説（国土交通省大臣官房長官官務部監修）令和3年版」による。 ○ 特定天井について落下防止措置を講じ監理者の確認を得ること。 ○ 特定天井対象室（ ）		
1 適用基準	(2) 耐震グレードの設定	(a) 建築物の耐震グレード ● 一般の施設（ ）棟 ○ 特定の施設（ ）棟 ○ 特に重要な施設（ ）棟 (b)		
● 民間（七会）連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書（令和2年版）機械設備工事編：第1編のみ ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版）機械設備工事編：第2編以降 ● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版） ● 機械設備工事監理指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版） ● 建築設備設計・施工上の運用指針（2019年版） ○ SHASE-S010-2013 空気調和衛生工学会標準仕様書（2013年版） ● 改修工事を行う場合は、機械設備改修特記仕様書-1を適用のこと。 ● 工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編（平成30年版）国土交通大臣官房官庁営繕部監修	(a) 対象機器	耐震グレード 特に重要な施設 特定の施設 一般の施設		
2 工事種目および工事区分	(1) 工事項目	○ 空気調和設備工事（空調） ○ 汽缶設備工事 ○ 給油設備工事 ○ 冷凍機設備工事 ○ 冷却塔及び冷却水配管設備工事 ○ 空気調和機設備工事 ○ 空調ダクト設備工事 ○ 冷温水配管設備工事 ○ 蒸気配管設備工事 ○ 冷媒配管設備工事 ● 給排水衛生設備工事（衛生） ● 衛生器具設備工事 ● 屋外給水設備工事 ● 屋内給水設備工事 ● 屋外排水通気設備工事 ● 屋内排水通気設備工事 ● 給湯設備工事 ● 消火設備工事 ● ガス設備工事 ● ろ過設備工事 ● 蒸気配管設備工事 ○ 加温給水配管設備工事 ○ ドレン管（空調用排水）設備工事 ○ 換気機器設備工事 ○ 換気ダクト設備工事 ○ 排煙機器設備工事 ○ 排煙ダクト設備工事 ○ 中央監視・自動制御設備工事 ○ 床暖房設備工事 ○ ○ 浄化槽設備工事 ● 排水処理設備工事 ○ R1排水処理設備工事 ○ 医療ガス設備工事 ○ 医療水設備工事 ● 実験用・生産用ガス設備工事 ● 厨房器具設備工事 ○ さく井設備工事 ● 給油設備工事 ○	重要機器	● クラスS ○ クラスA ○ クラスB
(2) 見積区分	(3) 設計用震度	● 見積要綱等で別途指示がない場合は、本特記仕様書における2工事種目および工事区分の(1)に沿って、見積を作成すること。 ● 汽缶設備は、ボイラ本体と煙道等の附属機器類を含み、配管は一切含まない。 ○ 冷凍機設備は、冷凍機本体のみとし、他の配管は一切含まない。 ● 給水設備は、見積項目の中で、屋内と屋外を区分する。区分は建物外壁より1mまでを屋内とする。 ● 衛生器具は、衛生器具及び水栓類、その他附属品を含むものとする。 ● 雨水排水の工事区分は、共通特記仕様書3（工事区分表）による。 ● 定風量ユニット、変風量ユニットは、空調ダクト工事を含むこと。 ● 外気処理系統のダクトは、空調ダクトを含むこと。	重要機器	● クラスS ○ クラスA ○ クラスB
(3) 架台支持金物	(4) 専門工事	● 屋外の配管架台及びダクト支持架台 ● 本工事 ○ 建築工事 ○ 冷却塔の鉄骨架台 ○ 本工事 ○ 建築工事 ● 空調室外機等の鉄骨架台 ● 本工事 ○ 建築工事 ● ビット内の配管およびダクト用支持架台 ● 本工事 ○ 建築工事 ● 高天井内（ISSを含む）の設備機材の支持金物 ● 本工事 ○ 建築工事 ● 屋上や機械室内の点検用歩廊、階段 ● 本工事 ○ 建築工事 ● 機械室（機械置き場）など保守点検用スペースを確保すべき箇所には必要に応じて点検歩廊、手摺などを設けること。施工計画書を監理者に提出すること。 ● 鋼製架台、トラップ、その他外部に露出する鉄部の仕上げは、溶融亜鉛めっきとすること。また、機器および基礎敷設の上、必要となる鉄骨架台の孔あけ等は、本工事とすること。	(c) 重要度係数（値は共通概要参照） ○ 保有水平耐力比が1.3以上となる場合、以下（3）における設計用震度算出時に耐震クラスA以上とする。	● 以下の各工事は、「専門工事業者」の責任施工とし、図示された仕様や能力を満足するものとする。 ● 中央監視・自動制御設備 ○ 床暖房設備 ○ スプリンクラー消火設備 ○ 泡消火設備 ○ 不活性ガス消火設備 ○ 簡易消火装置 ○ 都市ガス設備 ○ ろ過設備 ○ ○ 浄化槽設備 ● 排水処理設備 ○ 排水処理設備 ○ スプリンクラー消火設備 ○ R1排水処理設備 ○ 医療ガス設備 ● 実験用・生産用ガス設備 ○ 医療水設備 ● 厨房器具設備 ○ さく井設備

(e) 設計用水平震度および設計用鉛直震度（時刻歴応答解析） ○ 建築物の時刻歴応答解析の結果を用いる方法を適用する設備の設計用水平震度(Ks)は以下とする。 設計用鉛直震度は、 $K_{v0}/2$ とした値とする。 K_s とする。（超高层建物） ○ 跳出構造部に設置する設備機器の設計用鉛直震度は水平震度と同じ数値とする。	(4) その他	(a) 軽量機器の耐震支持 ● 100kg以下の軽量な機器においても耐震を考慮し据え付けること。 計算書を作成し、監理者の確認を受けること。 (b) 機器以外の配管ダクト等の耐震支持 ● 横引き配管等は、前記指針による。 ● 立て配管等は、 ϕ 種 ●A種とする ● B種は適用しないこととする。 (ただし、スプリンクラー枝管の末端部はB種耐震支持をとること。) 以下の ●は耐震支持を設けること。		
設置場所	機器種別	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB
屋上および塔屋	機器 防振設置機器 水槽類			
階～階	機器 防振設置機器 水槽類			
階～階	機器 防振設置機器 水槽類			
階～階	機器 防振設置機器 水槽類			
1階および地下階	機器 防振設置機器 水槽類			
(f) 免震建築物のクリアランス ○ 免震建築物のクリアランスは、地震時に免震部分と非免震部分とが衝突しないように設ける空間で、躯体相互だけではなく、躯体と仕上げや外構の隙間、躯体と設備との隙間にも同じ数値を適用する。 クリアランス値は共通設計概要参照のこと。 ○ 免震のクリアランスの確認は第3者機関による検査を行い、報告書を監理者に提出すること。	(a) 配管	ダクト	電気配線（金属管・金属ダクト・バスダクトなど）	ケーブルラック
	○ 40A以下の配管（鋼管の場合には20A以下の配管）。ただし、適切な耐震措置を行うこと。 ○ 吊り長さが平均20cm以下の配管	○ 周長1.0m以下のダクト ○ 吊り長さが平均20cm以下のダクト	○ $\phi 82$ 以下の単独金属管 ○ 周長80cm以下の電気配線 ○ 定格電流600A以下のバスダクト ○ 吊り長さが平均20cm以下の電気配線	○ ケーブルラックの支持間隔については、別途間隔を定めることができる ^{※1} ○ 幅400mm未満のもの ○ 吊り長さが平均20cm以下のケーブルラック
	○ 風洞実験等により設備機器設置位置の最大瞬間風速が求められる場合 ○ 最大瞬間風速 m/s ○ 図示による ○ 設備機器設計用風圧力の最小値 外部に面して設置する設備機器等の設計用圧力は、以下とする ○ $\pm 1,200 \text{ N/m}^2$ ○ N/m^2			
	※1 ケーブルラックの中央部変形が少なく、子桁端部の許容応力度が充分あるなど、上記の支持間隔を広げても支障ないことが製造者により確認された製品を使用する場合は、その製品の性能によって、最大値を12mとして支持間隔を定めること。 (c) 給湯設備は告示1447号に準じた耐震支持をとること。 (d) 風荷重 ● 設計用震度と比較し、大きい値を採用する。 ○ 適用しない。 ● 基準風速 V_0 、地表面粗度区分は、平成12年建設省告示第1454号に従い求める。 設備機器設計用風速の再現期間 再現期間は ○ 50年（風速割り増し1.0倍） ● 100年（風速割り増し1.075倍） ○ 200年（風速割り増し1.15倍） ○ 風洞実験等により設備機器設置位置の最大瞬間風速が求められる場合 ○ 最大瞬間風速 m/s ○ 図示による ○ 設備機器設計用風圧力の最小値 外部に面して設置する設備機器等の設計用圧力は、以下とする ○ $\pm 1,200 \text{ N/m}^2$ ○ N/m^2			
	4 見本施工	○ 見本施工範囲は下記とする。 ○ () ○ () ○ 見本施工に設置するものは、総合図に明記する制気口類、空調換気機器類、自動制御機器類、衛生器具類、スイッチ類、スプリンクラーヘッド等のすべてのものとする。 ○ 見本施工に使用したものを再利用し、本工事に再設置しないこと。 ○ 設置時期は各仕様の変更ができる時期とする。 ○ 見本施工には気流性状が確認できることとする。		
	5 建築物省エネルギー消費性能適合性判定	● 「省エネ適合判定」は、下記による。 ○ 標準入力法 ● モデル建物法 ○ 国土交通大臣による認定 ● 「省エネ適合判定」の計画書・添付図面に記載されたメーカー定格能力、台数仕様を変更する場合、受注者は変更該当部分の1次エネルギー消費量および計算書等を作成し、基準値以内であることを確認の上、監理者へ提出すること。 なお、第三者認証（日本産業規格（JIS）など）による確認を受けられない機材を選定する場合は、メーカーの自己適合宣言書などをもとに書類作成し、監理者へ提出すること。 ● 受注者は、「省エネ基準工事監理報告書」に記載されている事項について、資料を準備し、監理者へ提出すること。（施工写真、施工図、施工計画書、検査、記録書、製品ラベル、自主検査記録書、納入仕様書、品質証明書等）		
	6 施工にあたり	● 受注者は施工に先立ち本特記仕様書の内容を監理者と確認すること。		

第1編 一般共通事項	第1章 一般事項	第1節 総則	1.1.6 設計図書等の取扱い	● 図面に記載された能力等の表示について、選定する機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とすること。 ● 図面に記載された能力等の表示について、選定する電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とすること。 ● 電源の周波数は、 ● 50Hz ○ 60Hzとする。
		1.1.7 関連工事との調整	● 別契約工事において、施工上密接に関連する工事については、監理者の調整に協力し、当該工事関係者と共に工事全体の円滑な施工に務めること。 ○ 支給する材料及び機器は下記とする。 (1) 空調 工事名 品名 数量 品質(規格及び性能) 引渡場所 引渡時期 (2) 衛生 工事名 品名 数量 品質(規格及び性能) 引渡場所 引渡時期 ○ 発注者直接工事は下記とする。 (1) 空調 工事名 品名 施工場所 施工時期 発注先 (2) 衛生 工事名 品名 施工場所 施工時期 発注先 ○ 別途工事（ ）	
		補助金対象	○ 補助金対象工事は下記とする。 ○ () ○ 補助金の申請に関する書類作成（竣工後の報告書作成を含む）について、作成および協力の業務を本工事に含むこと。	
		1.1.14 関係法令等の遵守	● 建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、興業場法、高圧ガス保安法、建築物省エネ法、火災予防条例などの各種法令、各種条例などに準拠し、施工すること。これら該当する法令、条例などについて着工後すまじにまとめ（調査、整理）監理者に提出すること。	
		軽微な変更	● 現場の納まり、取り合い等の関係によって生ずる軽微な変更については、金額の増減は行わない。	
		変更処理	● 現場変更を行う場合には、契約図CADデータおよび計算書を修正し、監理者にCAD・PDFデータ等提出する。 提出は、現場変更の状況に応じて行い、提出の日程は監理者と協議する。 ● 機器類の変更は、納入仕様書に変更した機器表と計算書等の根拠資料を添付し、監理者へ提出する。 ● 最終変更に必要な図面・計算書等の申請図書は受注者が作成し、省エネ適判の再申請に必要な期間を考慮した時期（概ね竣工3ヶ月前まで）に監理者に提出すること。	
		第2節 工事関係図書	1.2.3 施工図等	● 施工図等作成に先立ち、床、壁及び天井（床・壁・天井重ね図）の総合図を作成し、監理者の確認を受けること。 ● 総合図は、凡例を記載し、A1カラー版を基本とすること。 ● 屋外埋設部（外機部）は、総合図を作成し、監理者の確認を受けること。 ● 免震層及び屋上に対し、総合図を作成し、メンテナンスルート及び非免震部材との離隔を確認・図示すること。 ● 施工図等は、防火区画、防煙区画・防火上主要な間仕切り、延焼ライン等を明記すること。 ● PSおよび水廻りの施工図等詳細には、梁を記入しチェックすること。 ● AD、PS、DS、機械室廻りの施工詳細図は、梁を記入しチェックすること。 ● 機械室、屋外機器置場などは、3DCAD等を用いて、性能・メンテナンス上、問題がないことを確認し、監理者に報告すること。 ● 施工検討は、3DCAD等を用いて、性能・メンテナンス上、問題がないことを確認し、監理者に報告すること。 ● 空調リモコン、冷暖切替/冷暖りや2管/4管等の空調ゾーニング図を着工初期に作成し監理者の確認を受けること。 ● 空気清浄度が必要な場合、ゾーニング図を着工初期に作成し、監理者の確認を受けること。 ● エアバランシング図を着工初期に作成し、監理者の確認を受けること。

岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築(衛生設備)工事	図面番号 A1図 A3図	冊数 1~100 1~200	図面番号 MS-001
機械設備工事特記仕様書-1			

<p>第4節 機器及び材料</p> <p>1.4.1 環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に定めるところにより、極力環境負荷を低減できる材料を選択し、そのリストを監理者に提出し協議すること。 ● 使用機材は全てゼロアスベスト製品を用いること。 	<p>1.7.3 保全に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受注者は工事竣工後の装置運転責任者に対して、監理者確認のうえ機器取扱い説明及びシステム説明書を作成し説明会を行う。時期は試運転調整時期と同時期とする。 	<p><中央熱源></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷温熱源のピーク負荷総合運転 空調機、ファンコイル、外気処理空調機等の二次側機器を全台数運転し、ピーク負荷時を想定した熱源運転を行い、システムとして冷却・加熱能力が確保できることを確認する。 (一次・二次・冷却水・熱源水ポンプ等含む) ○ 冷温熱源の部分負荷総合運転 空調機、ファンコイル、外気処理空調機等の二次側機器を順次起動または停止させ、部分負荷時の運転や熱源の増減段階制御について確認する。 (一次・二次・冷却水・熱源水ポンプ等含む) ○ 蓄熱システムの総合運転 蓄熱システムは、全蓄熱運転、全放熱運転、部分蓄熱および部分放熱の機能試験を行い、蓄熱システムの効率、機能について確認する。 ○ ピーク負荷総合運転時の騒音振動 建物内への騒音振動および屋外の騒音を測定し、確認を行う。 ○ 凍結防止 空調機の凍結防止運転制御について確認を行う。 水熱源システムは、凍結事故防止のための制御について確認を行う。 ○ 総合運転時のシステムCOP 熱源システムの製造熱量および消費エネルギーからシステムCOPを確認する。 ○ 総合運転時のWTF、ATF製造熱量および消費エネルギーからWTF WTF/Air Trsportation Factor(水搬送効率) ATF: Air Trsportation Factor(空気搬送効率) 	<p>(4)給水設備の洗浄および水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体登録業者又は公的機関による水質検査を行う。 水道水：一般項目 (水道法第4条第1項第1・4・5・6号及び残留塩素) 井戸水(上水として利用する場合)：全項目+シリカ (水道法第4条第1項第1～6号及び残留塩素、トリクロロエチレン・トリクロロエタン・テトラクロロエタン) 雑用水(井戸水を含む)：pH、臭気、外観、大腸菌、濁度、遊離残留塩素 ただし建設地の地方公共団体の条例等の定めがある場合はその定めによる。 ● 自治体登録業者による給水管の高圧洗浄及び水槽の薬品洗浄を行う。 (上記の指導をしている自治体に限る) 																																
<p>第4章 関連工事</p>																																			
<p>第1節 仮設工事</p>																																			
<p>1.4.2 機材の品質等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各機器の選定においては、施工図等に基づいた各種計算書の再計算を行い、監理者に提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 空調機風量 ○ コイル計算 ● 個別空調機選定計算 ● 換気風量計算 ○ 排煙風量計算 ● 制気口計算 ● 配管耐圧・口径計算 ● 膨張タンク容量計算 ● ポンプ水量 ● 配管圧力線図 ● 配管、ダクト施工図等を作成の後、施工図等に基づき、ポンプ、ファン等の静圧、揚程計算、動力確認を行い、監理者に提出すること。 ● 機器メーカー決定後、施工図等に基づき、速やかに騒音計算、振動計算を行い、室内騒音値(NC値)、室内振動レベルの(VL値)の許容値を確認し、監理者に報告すること。 ● 屋外設置機器について、採用機器メーカー決定後すみやかに騒音計算と排熱等のショートサーキットシミュレーションを行い、問題がないことを確認し、監理者に提出すること。 ● 着工後すぐに敷地境界上での暗騒音を測定すること。また、試運転調整時に実運用に基づいた状況での騒音測定を行うこと。測定ポイントについては、監理者との協議により決定する。 ○ ホテル等、VL値45以下目標ならびにNC-25以下の目標の施設は、VL-40以下目標とすること。 ● 屋外に設置する機器で、耐塩害(耐重塩害)となっている機器の取付や設置に必要な架台等は、同様な耐塩害(耐重塩害)対策を施すこと。 ● 加圧給水ポンプは瞬時流量計算を行い、水量、圧力タンク容量について監理者に提出すること。 ● 水槽スロッシング及び片側利用時の中仕切強度計算を行い、監理者に提出すること。 ● 本工事に使用する機器及び資材は新品とし、設計図書に定める品質及び性能を有するものとするほか、同等品以上とする。ただし同等品以上とする場合は監督員の承諾を受ける。 ● ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯(LED以外)は予備品として、20%納入する。(種別ごと最低1個) 	<p>1.7.4 標識その他</p> <p>(1)配管ダクト表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隠べい部、露出部を問わず、配管、ダクト類は、指定方法(原則として10mごと及び床上1,500mm)に基づき、名称、流れ方向、識別色バンドを取付けること。天井内は、点検口付近に設置すること。 <p>(2)点検口</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各点検口の裏面には、点検対象物の識別(設置方向、種類、機器番号、目的など)を表示すること。 <p>(3)スリーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予備スリーブ(梁、床、壁)は、予備とわかるように表示を行うこと。 ○ 梁スリーブを天井内排煙に使用している場合は、竣工後配管、ダクトを通されないように表示を行うこと。 	<p><個別熱源></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別熱源の総合運転 室内機を全台数運転し、ピーク負荷時を想定した室外機運転を行い、冷却・加熱が確保できることを確認する。(室内機の温度測定による) ● 個別熱源の部分負荷総合運転 室内機を順次発停し、部分負荷時を想定した室外機運転を行い、冷却・加熱が確保できることを確認する。(室内機の温度測定による) ● 冷暖房同時仕様の総合運転 ピーク負荷・部分負荷総合運転の他に、室内機の冷暖房運転を混在させ、適切な運転ができていないことを確認する。 ● 総合運転時の騒音振動 建物内への騒音振動および屋外の騒音を測定し、許容値以内を確認を行う。 	<p>4.1.1 一般事項</p> <p>(1)監理者事務所</p> <p>設置：●設ける(建築工事による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設ける() ○設けない <p>規模及び仕上げる程度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20㎡程度(机2、6人掛けテーブル1、書棚1、他) ○40㎡程度(机4、6人掛けテーブル1、書棚2、他) ○60㎡程度(机6、6人掛けテーブル2、書棚3、他) ○100㎡程度(机10、6人掛けテーブル4、書棚5、他) ○ m程度() <p>上記のほかトイレを設置する。(○監理事務所内 ○隣接)</p> <p>上記のほか更衣室を設置する。(男女別、ロッカー○3人用 ○9人用 ○12人用 ○15人以上)</p> <p>上記のほか()人程度が着席可能な会議室を設置。(受注者等と共用で可)</p> <p>上記に要する費用は、維持、運用費を含め受注者の負担とする。</p> <p>(2)監理者事務所の設備、備品等</p> <p>(ア)監理者事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を含む。</p> <table border="1"> <tr> <td>電話</td> <td>A3版対応カラー複合機</td> <td>シュレッダー</td> <td>机及び脇机</td> </tr> <tr> <td>6人掛け打合せテーブル</td> <td>ワークテーブル</td> <td>いす</td> <td>衣類ロッカー</td> </tr> <tr> <td>書棚</td> <td>見本品棚</td> <td>図面整理棚</td> <td>予定表ホワイトボード</td> </tr> <tr> <td>ホワイトボード</td> <td>流し台</td> <td>給湯設備</td> <td>洗面設備</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>靴箱</td> <td>壁掛け時計</td> <td>洗面設備</td> </tr> <tr> <td>雨かっぱ</td> <td>防寒着(濃紺色)</td> <td></td> <td>キャップ(濃紺色)</td> </tr> <tr> <td>ヘルメットフォルダー</td> <td>安全帯</td> <td></td> <td>安全靴</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>検査に必要な器具</td> <td></td> <td>ゴム長靴</td> </tr> </table> <p>工事監理に必要な図書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各工事適用基準文書一式 ○監理者用設計図書・OA1判2つ折製本 部 ○A3判2つ折製本 部 <p>事務用品一式(人数分)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○筆記用具 ○定規 ○三角スケール ○コンベックス ○蛍光ペン ○ホッチキス ○穴あけパンチ ○ハサミ ○事務用ファイル <p>2)監理者事務所には、次のICT環境を備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ICT環境設備に要する費用は、機器セット、インストール、維持、運用費を含め 一切受注者の負担とする。 ●光回線等により、常時インターネット接続のできる環境。 ○単独引込とする ○受注者のネットワーク回線と同じ回線とする。 ●Wifi環境(無線LANにてインターネット接続が可能な設備) ●OA情報対応可能PC ○3セット ○4セット ○5セット ○()セット CPU性能：○Core i3 2.5GHz以上 ○Core i5 2.5GHz以上 RAM容量：○8GB以上 ○16GB以上 ストレージ容量：○SSD 500GB以上 ○() ドライブ：ODVD-multi ODVD-スーパー-multi ODVD-ROMコンボ ディスプレイ：○液晶(24インチ以上) OS：○Windows 10 Pro 又は Windows 11 Pro 64bit版 ○() アプリケーション(指定バージョン)：○ウイルスチェックソフト ○MS Word ○MS Excel ○MS PowerPoint ○Adobe Acrobat ○写真画像管理ソフト ○() ○CAD情報対応可能PC ○1セット ○2セット ○()セット CPU性能：○Core i5 3.2GHz以上 ○Core i7 3.5GHz以上同等品 RAM容量：○16GB以上 ○32GB以上 ○64GB以上 ストレージ容量：○SSD 1TB以上 ○() ドライブ：ODVD-multi ODVD-スーパー-multi ODVD-ROMコンボ ディスプレイ：○液晶24インチFHD ○液晶31インチWQHD グラフィック性能：○AutoDesk社公認グラフィックボード搭載 OS：○Windows 10 Pro 又は Windows 11 Pro 64bit版 ○() アプリケーション(指定バージョン)：○ウイルスチェックソフト ○TV会議ソフト ○MS Word ○MS Excel ○MS PowerPoint ○AutoCAD ○Revit ○Rhinoceors ○Adobe Acrobat ○写真画像管理ソフト ○() ○A1版図面プロッター(○モノクロ対応 ○カラー対応) ○A1版図面スキャナー(○モノクロ対応 ○カラー対応) ○液晶プロジェクター(FHD以上) ○映写スクリーン ●液晶TV(65インチ FHD以上、スタンド付き) ●TV会議システム：一式(Webカメラ(FHD以上)、マイクスピーカー) ●タブレット(ipad 10インチ以上防水ケース共) ○2台 ○3台 ○4台 ○()台 <p>(4)工事名称等の表示</p> <p>1)仮囲いや外部足場外面に、関係法令に定める掲示物のほか、監理者の指示する工事名称・発注者・設計者・監理者等の表示を設ける。その他の看板等の掲示物については大きさ、書体、仕上げ、取付位置等あらかじめ監理者と協議する。掲示すべき表示のうち、「設計者・監理者看板」を支給する。</p>	電話	A3版対応カラー複合機	シュレッダー	机及び脇机	6人掛け打合せテーブル	ワークテーブル	いす	衣類ロッカー	書棚	見本品棚	図面整理棚	予定表ホワイトボード	ホワイトボード	流し台	給湯設備	洗面設備	ゴミ箱	靴箱	壁掛け時計	洗面設備	雨かっぱ	防寒着(濃紺色)		キャップ(濃紺色)	ヘルメットフォルダー	安全帯		安全靴	懐中電灯	検査に必要な器具		ゴム長靴
電話	A3版対応カラー複合機	シュレッダー	机及び脇机																																
6人掛け打合せテーブル	ワークテーブル	いす	衣類ロッカー																																
書棚	見本品棚	図面整理棚	予定表ホワイトボード																																
ホワイトボード	流し台	給湯設備	洗面設備																																
ゴミ箱	靴箱	壁掛け時計	洗面設備																																
雨かっぱ	防寒着(濃紺色)		キャップ(濃紺色)																																
ヘルメットフォルダー	安全帯		安全靴																																
懐中電灯	検査に必要な器具		ゴム長靴																																
<p>1.4.4 機材の搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機材の搬入について、手順や安全対策、資格者の確認等を記載した搬入計画書を作成し、監理者の確認を受けること。また搬入後速やかに搬入報告書を監理者に提出すること。 ● 納入仕様書の作成前に色見本を監理者に提出すること。 	<p>第2編 共通工事</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第2節 電動機および制御盤</p> <p>1.2.1.2 誘導電動機の始動方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 始動方式は、図示(機器表等)記載とする。図示されていない場合は、「標仕」とする。 	<p><空調機(エアハンドリングユニット、床置きPAC)、全熱交換機></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷水・温水の流量確認 冷水温水の流量調整を行い、総合運転時に適性流量となっていることを確認する。(過流量防止) ● 風量確認 空調機の全台数運転を行い、設計風量(外気・給気・還気・排気)となっているか確認する。特に共用ダクトを利用した場合は注意すること。 ● 空調機制御 空調機の全台数運転を行い、設計条件および自動制御設備に記載の制御内容(温度制御、加湿制御、風量制御、外気冷房、CO2制御等)の動作確認を行う。連動する送排風機がある場合は、その動作確認も含む。 ● 変風量制御 室内の設定器を変更し、VAV装置や空調機ファンインバータ制御、ロードリセット制御の動作確認を行う。 ○ 室内陽圧・陰圧制御 陽圧陰圧の切替制御は、ダンパーや送排風機等の動作確認を行い、適切に圧力の切り替えが行われていることを確認する。 ● 送排風機の総合運転 送排風機制御でサーモ・ヒューミ発停制御等がある場合は、その動作確認を行う。 ● 総合運転時の騒音振動 建物内への騒音振動を測定し、許容値以内を確認を行う。 																																	
<p>1.4.5 機材の検査等</p> <p>(1)空調設備場外立会検査試験の対象は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷凍機 ○ 冷水発生機 ○ 温水ヒーター ○ ボイラー ○ 冷却塔 ○ 製缶類 ○ タンク ○ 空調機 ○ ポンプ ○ 制気口 ○ 特殊吹出口 ○ VAV、CAV ○ 中央監視盤、自動制御 <p>(2)衛生設備場外立会検査試験の対象は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボイラー ○ 温水ヒーター ○ タンク ○ 貯湯槽 ○ 衛生器具 <p>(3)場外立会検査試験 共通事項は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 場外立会検査にあたり、試験内容は監理者との協議による。 ● 設計変更等により、監理者が騒音、振動や性能機能上、場外立会検査が必要と判断した場合、協議の上、上記以外の項目についても場外立会検査を行う。 ○ 監理者(設計者含む)、発注者が、場外検査および場外試験の立会に要する交通費、宿泊費等の実費は受注者負担とする。 ● 場外立会検査試験費は受注者負担とする。 	<p>1.2.2.1 制御及び操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電動機の制御盤は「標仕」表2.1.6～2.1.8によること。(表中の△の取扱いについては、監理者と協議のこと) <p>1.2.2.2 インバータ用制御及び操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インバータの高調波対策は、換算係数Ki値1.8以下を満たすこと。 ● 選定機器の高調波データを監理者と電気設備受注者へ提出すること。 ● インバータ盤は、バイパス回路(図示による)、MCCB、MGS、手動切替スイッチを設け、正弦波タイプとすること。 	<p>第3節 総合試運転調整等</p> <p>1.3.1 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合調整に先立ち、総合調整計画書を提出すること。合否判定基準は、監理者との協議による。 ● 夏期および冬期のピーク負荷相当の総合調整運転(騒音を含む)を行うこと。竣工時期等により、これが不可能の場合は、後日実施する旨の念書を発注者と共に交わすこと。 ● 系統図、機器等の取扱い方法及び重要な点検項目を記載した運転操作説明板(アクリル樹脂製)を機械室に設ける。 <p>1.3.3 総合試運転調整</p> <p>(1)基本測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合調整の項目は以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 風量調整 ● 水量調整 ● 温度、湿度の測定(室内外) ● 気流、じんあいの測定 ● 室内騒音の測定 ● 屋外騒音の測定 ● 飲料水水質の測定 ● 雑用水水質の測定 ● 屋内振動の測定 ● 井戸水水質の測定 ○ 浴槽水水質の測定 ● 機器絶縁抵抗の測定 <p>(2)報告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の報告書を作成し提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 冷温熱源 :機器能力、水量、騒音振動、電気特性、補機連動 ● 空調機 :能力、出入口温湿度、風量、静圧、電流値、騒音振動、空気清浄度 ● 室内状態 :全室風量測定、全室温湿度測定、騒音測定(指定場所) ● 送排風機 :風量、静圧(全圧)、電流値、騒音振動、回転数 ● ポンプ類 :水量、揚程、電流値、騒音振動 ● タンク及びヘッダー類 :満水、水圧、防錆 ● 自動制御設備 :耐電圧及び作動、全制御項目及び測定項目、対向試験 ● 給排水給湯 :飲料水の水質、雑用水の水質、加温用給水の水質、出水量、排水状態、水圧、騒音振動、漏水の有無 ● ガス設備 :ガス圧、ガス漏の有無 ● 消火設備 :ポンプ機能、放出テスト状態、警報作動試験、防災盤との連動 ● クリーンルームの清浄度測定 ● エアバランス表による室内気流測定(陽圧、陰圧の確認) ● 特殊設備は図示による ● 初期運転状態の記録 ● 機能性能試験 引渡時の制御設定値および制御システムで、機能上問題ないか全数測定と確認することを目的とする。 制御設定値は、受注者が監理者と協議し、発注者の確認を得ること。 機能性能試験は、施工計画書を作成し、監理者の確認を得ること。また、機能性能試験報告書を作成・提出し、竣工書類にも含めること。 <p><機能性能試験実施時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 竣工引渡時 ● 夏期ピーク月 ● 冬期ピーク月 	<p><給排水設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水設備 緊急遮断弁の動作確認および水槽類の水位制御が適切であるか確認する。 給水栓の同時利用を行い、ピーク時を想定した機能試験を行う。 (加圧給水ポンプの圧力低下等確認) ● 排水設備 同一整管における同時排水を行い、機能障害が発生しないことを確認する。 ● 給湯設備 循環式給湯設備は、シャワーや流し等の同時利用を行い、ピーク時を想定した機能試験を行う。 厨房等の多量に給湯を使用する箇所は、給湯栓を同時開放しピーク時を想定した機能試験を行う。 ○ プール、浴槽設備 水張り時間、加熱能力、排水に関する試験を行い、機能上問題ないことを確認する。 ● 給排水設備全般 給排水最大負荷時における給排水配管からの流水・流下騒音を確認し、室内の騒音性能上、問題がないことを確認する。 <p><発電機と連動試験></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電試験 電気設備受注者と協力の上、発電機回路の防災機器と保安機器の動作確認を行う。また、機械設備側で機器類を制御しながら運転を行うことが設計図に記載されている場合は、機能運転試験を行い問題ないことを確認する。またBCPモードを複数パターン設けている場合は、計画しているパターン全て確認を行うこと。 ○ OGSの総合連動試験用に模擬負荷抵抗試験車 kWを試運転調整期間に用意すること。 <p><自然エネルギー利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽集熱器 太陽集熱器の集熱、放熱能力確認を行う。 <p>(3)総合性能機能検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全停電・復電総合検査 ● 防災総合連動 ● タンク・水槽関連 ● 自動制御検査 ● 中央監視盤 ● 総合試運転による騒音振動確認 ● 完成時の室内環境測定 ● セキュリティ連動 																																
<p>第5節 施工</p> <p>1.5.8 化学物質の濃度測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 測定を行う(建築工事) ○ 測定を行わない ○ 測定に当たっては、建築工事受注者と協力し、測定箇所の換気設備、空調機設備の運転を行い、測定結果を監理者に提出すること。 ○ 上記の運転に伴う費用は、受注者負担とする。 																																			
<p>第6節 工事検査及び技術検査</p> <p>1.6.1 工事検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中水(雑用水)のクロスコンタクション防止のため、色水検査を行うこと。 ● 関係官庁その他の建設、中間、竣工完成に関わる検査は、受注者がその責任において行う。監理者の立会が必要な場合は連絡すること。 ● 凍結の恐れのある水道管、冷水配管等の一部施工時の気密試験については、水圧試験を空気圧試験に代えることができるが、完成時までには水圧試験を実施すること。 																																			
<p>第7節 完成図等</p> <p>(1)竣工後のデータ収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物引渡後2年間の使用エネルギーデータをまとめ、指定する書式で提出すること。 ○ 本建物の竣工直後から下記期間の間、下記の室内環境やエネルギー消費量の測定、データ収集、整理及び分析、考察(内容については、監理者協議)を行うこと。 <p><期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2年 <p><項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ベリメータシステムに関する室内温度分布等の環境測定 ○ 室内空調システムの性能検証のための室内環境測定 ○ 大空間の空調システム検証のための環境測定 ○ 熱源システムの性能検証のためのエネルギー消費量と効率測定 ○ 環境負荷低減システムの性能検証に関する測定 ○ 建物全体のエネルギー使用量の測定 ○ その他() 																																			

訂正						作成 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築(衛生設備)工事	図面番号 機械設備工事特記仕様書-2	図尺 A1版 --- A3版 ---	図面番号 MS-002
----	--	--	--	--	--	--	-----------------------	--------------------------	----------------

第2節 配管附属品

2.2.1 一般用弁及び栓

- 下記の機器に接続される配管は、種別ごとに制御弁装置とは別に自動流量調整弁を設けること。
 - 各熱源機 (● 冷水 ● 温水 ● 冷温水 ● 冷却水 ● 熱源水)
 - 各空調機 (● 冷水 ● 温水 ● 冷温水)
- 逆止弁の仕様は下記とする。
 - 固形物を含む汚物排水、雑排水、厨房排水のポンプアップシステムに設ける逆止弁はボールチャッキ弁とする。
 - デュアルプレート式(ウェハ方式)逆止弁を採用する場合には、チャタリング防止型の逆止弁を使用する。
- バタフライ弁の仕様は下記とする。
 - 高所において操作が困難な弁はチェーン付とする。
 - バタフライ弁の弁体(ジスク)はステンレス鋼製とする。
 - 冷水系統・冷温水系統に使用するバタフライ弁は、ギアボックスの結露防止考慮すること。
 - 給水系統、給湯系統で使用するバタフライ弁のシートリング材質は食品衛生試験適合品とする。
- 空調の排水トラップは、フロートボール式とする。(スイングトラップは使用しない)
- 空気抜き弁は図示無くても必要な場合は設置する。
- ストレーナの仕様は下記とする。
 - Y形ストレーナ(○ 水抜きバルブを設置 ○)
 - U形ストレーナ(○ 冷却水 ○)
 - 複式ストレーナ(● 油用 ○)

○ プライン濃度計を備品引渡項目に追加する。

● 冷水・冷温水・給水・井水等結露のおそれがあるバルブはロングネック仕様とするか、結露防止機能付バルブとする。

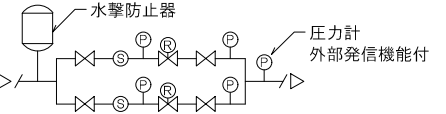
○ 蒸気用バルブは急激な開閉操作ができない「ギア付」のものを使用する。

● ゴムシートの材質は冷水・冷温水・給水・消火用はEPDM、給湯用はフッ素ゴム、油用・プライン用はNBRとする。なお、直結給水系統など残留塩素濃度が高い系統は耐塩素性を強化すること。

○ 減圧弁の仕様は下記とする。

また、同一給水縦管に2台以上の減圧弁を設置する場合は、上流側直近に水撃防止機を設置する。

- 給水縦管に減圧弁を取り付ける場合には2台同時並列使用方式とし、2台の減圧弁の定格流量は下記とする。
 - 定格流量 100%×2台
 - 定格流量 50%×2台
- 減圧弁故障時に中央監視で確認できるように圧力計外部発信機能付を設ける。



水撃防止器

圧力計 外部発信機能付

ストレーナ(U型)×2、圧力計(目視用)×4、減圧弁×2、圧力計(監視用)×1

- 蒸気用減圧弁は最大流速30m/s以下で選定する。
- また減圧弁以降は配管口径を1サイズアップ以上とする。
- ビル用マルチエアコンの冷暖房切替ユニットは、廊下天井内に設置する。
- フート弁は全て陸上型とする。(○ 消火を除く ● 消火を含む)
- 特に明記のない弁などのサイズは、接続配管サイズに同じ。

第3節 計器その他

2.3.1 圧力計、遠成計及び水高計

- 設置位置は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。
- 図示による。

2.3.2 温度計

- 温度計は円形指示計(バイメタル式100φ)とする。
- 設置位置は公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による他下記による。
 - 冷水、温水ヘッダー(● 各送り管 ● 各戻り管 ● 混合ポイント)
 - 空気調和機 (● AHU ● PAC)のサプライチャンパー、レタンチャンパー、外気取入れダクト及びチャンパー(天井吊などの小型のものは除く)。

2.3.4 油面計

- 制御盤は下記の仕様とする。
 - 給油ポンプ制御 ○ 返油ポンプ制御 ○ 電磁弁制御
 - 油量計 ● 満油警報付 ● 減油警報付
 - 遠隔警報付 ○ 図示による
- フロートスイッチ部と制御盤間の配管、配線は製造者標準仕様とする。
- 計量尺は、青銅製、黄銅又はアルミ製とし、100L実測目盛印とし、計量口は錠付きとする。
- 積算油量計 ● 取り付ける ○ 取り付けない

2.3.8 瞬間流量計

- 設置位置は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による他下記による。
 - 冷温水ヘッダー ● 各送り管 ● 各戻り管
 - 固定式は止水コック付とする。
 - 下記の瞬間流量計は着脱式を用いても良い。
 - 冷凍機、チリングユニットの冷水管、冷却水管
 - 吸収式冷温水機の冷温水管、冷却水管
 - 温水ヒーターの温水管
 - 空気調和機の冷温水管

第4節 配管施工の一般事項

2.4.1 一般事項

- (1)建物導入部の変位吸収方法
 - 標準図(建物導入部の変位吸収配管要領(一)および(二))による。
 - 図示による。
 - 建物の引き込み部には、フレキの点検柵を設置すること。
- (2)エキスパンションジョイント
 - 標準図(エキスパンションジョイント部配管要領)による。
 - 図示による。
 - 変位量(mm)

第5節 管の接合

2.5.10 ポリエチレン管

- (1)建物導入部において異種管を接合する場合、点検用柵を設ける。
 - TC-1(450 X 450)
 - TC-2(800 X 600)

2.5.15.12 溶接部の検査

● 溶接部の非破壊検査適用は下記による。

溶接部の種類	検査の種類	蒸気配管		冷却水、冷温水消火(水用)及び油管
		1.0MPa未満	1.0MPa以上	
突合わせ溶接部	○放射線透過検査	● 5%	● 10%	● 5%
	○浸透探傷検査	○ %	○ %	○ %
	○磁粉探傷検査			
すみ肉溶接部	○浸透探傷検査			
	○磁粉探傷検査			

第6節 勾配、吊り支持

2.6.1 一般事項

- (1)配管・ダクトの防振支持(● 配管 ● ダクト)
 - 配管の防振支持材は原則としてゴム製とする。
 - スプリング製とする場合は、以下の室を対象とし、その他図示による。(○ 中間機械室 ● 熱源機械室 ● 空調機械室)
- (2)空調配管・ダクトの防振支持:防振支持範囲
 - (○ 冷却水管 ○ 冷温水管 ● 蒸気管 ● ダクト)
 - 全体 ● 機械室内 ○ シャフト内 ○ 屋上
 - 天井内主配管経路 ● NC35以下の居室天井内 ○ 図示による
- (3)衛生配管の防振支持 : 防振支持範囲(給水管、給湯管等)
 - 全体 ● 機械室内 ○ シャフト内 ○ 屋上 ○ ポンプアップ排水
 - 天井内主配管経路 ● NC35以下の居室天井内 ○ 図示による
- (4)二重ピット内の吊材
 - 鋼管を吊る場合は、配管の支持部分に防食テープ巻きを行うこと。
 - SUS製吊り材を使用する。
- (5)配管端部支持
 - 配管の端部に振れ止め支持を取ること。
- (6)屋上、屋外、免震層、ピット、多湿箇所の支持材(インサート金具含む)
 - SUSまたは溶融亜鉛めっき仕上げの鋼材とする。
- (7)アンカーボルト類
 - 屋内外ともSUS304製とし、ダブルナットかつ3山残しとする。
- (8)支持材の材質
 - 高温水、蒸気配管の吊金物にPVCは使用不可とする。

第7節 地中配管

2.7.1 一般事項

- (1) 地中埋設機
 - 要(配管の分岐部、曲がり部)埋設表示テープ
 - 要(排水管を除く)
- (2)地中配管
 - 土中埋設する鋼管類(給排水管)が地中壁を貫通する場合には、スリーブ管と管の隙間に電気的絶縁性のあるシーリング材によるシーリングを行うこと。
 - 地中配管は、外面を樹脂ライニングするものをぞいでペトロラム系防食テープハーフラップ2回巻きとすること。建物の引き込み部には、フレキの点検柵を設置すること。
- (3)腐食調査
 - 土中埋設の腐食調査(地表面電位勾配、土壤抵抗測定、土壌pH測定など)及び湧水水質測定を行い監理者に報告書を提出すること。

第8節 貫通部の処理

2.8.1 一般事項

- (1)配管材、設備部材の防火区画貫通処理
 - 受注者は、下記に基づいた施工計画書を作成し監理者に提出すること。
 - 国土交通省大臣認定工法
 - (財)日本建築センター防災性能評定委員会認定済工法
 - 建築設備設計・施工上の指導指針(国土交通省住宅局建築指導課監修)
 - 東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指導指針(東京都の場合)
 - 避難安全検証法による貫通部分処理の免除規定
 - 東京都安全条例8条区画を貫通し吹出口が区画を共有する場合はSFDとする。

第3章 保温、塗装及び防錆工事

第1節 保温工事

3.1.1 一般事項

- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) を適用する。
- () を適用する。

3.1.4 空気調和設備工事の保温

● 下記の表を適用する。

保温材		材 質	
設置場所	材 質		
冷水管	○ グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム ○ 独立気泡断熱材		
温水管	○ グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム		
冷温水管	○ グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム		
ドレン(空調排水管)	● グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム		
蒸気管	● グラスウール ○ ロックウール		
ブライン配管(水蓄熱用等冷水)	○ ポリスチレンフォーム ○ 発泡ポリエステル ○ 独立気泡断熱材		
一般ダクト(長方形)	● グラスウール(● 40K以上 ○ 32K ○ 24K) ○ ロックウール ○ 冷水仕様		
外気ダクト(長方形)	● グラスウール(● 40K以上 ○ 32K ○ 24K) ● 冷水仕様 ○ 独立気泡断熱材		
排煙ダクト(長方形)	○ ロックウール		
一般ダクト(スパイラル)	● グラスウール(○ 40K以上 ● 32K ○ 24K) ○ ロックウール ○ 冷水仕様		
外気ダクト(スパイラル)	● グラスウール(○ 40K以上 ● 32K ○ 24K) ● 冷水仕様 ○ 独立気泡断熱材		
排煙ダクト(スパイラル)	○ ロックウール		

冷却水・熱源水管の保温

用途	該当機器番号	保温仕様	保温範囲
ターボ冷凍機	○ 冷水 ○ 給水	○ 屋内 ○ 屋外	
吸収式冷凍機	○ 冷水 ○ 給水	○ 屋内 ○ 屋外	
冷温水発生機	○ 冷水 ○ 給水	○ 屋内 ○ 屋外	
水冷チラー	○ 冷水 ○ 給水	○ 屋内 ○ 屋外	
CGS	○ 蒸気 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外	
水熱源(熱源水)	○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外	
井水利用	○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外	
地中熱利用HP	○ ○ ○ ○		

配管外装材

用途	材 質
屋内露出	○ 合成樹脂製カバー ● カラー鉄板(部位は図示による)
機械室、書庫、倉庫	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+合成樹脂被覆亀甲金網
天井内、PS内、空隙壁中	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+亀甲金網
暗渠内(ピット内を含む)	● 着色アルミガラスクロス
屋外露出、浴室、厨房等の多湿箇所	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板 ○ 高耐食性溶融めっき鋼板
製缶類	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板
煙道	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板

● 空気調和設備工事に加温給水管を含む場合の保温は、給水管に準じる。

● 独立気泡断熱材の外装は不要とする。

○ クエンチパイプの保温ポリスチレンフォーム75mm(冷水仕様)とする。

ダクト外装材

用途	材 質
屋内露出	○ ステンレス ● カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板
機械室、書庫、倉庫	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+合成樹脂被覆亀甲金網
屋内隠ぺい、DS内	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+亀甲金網
暗渠内(ピット内を含む)	● ステンレス ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミガラスクロス
屋外露出、浴室、厨房等の多湿箇所	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ● ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板 ○ 高耐食性溶融めっき鋼板

● 空調排水トラップには保温を行う。保温仕様は空調排水管保温と同様とする。

● 管等の保温範囲は標仕の他、以下の通りとする。

種 別	範 囲	配 管	フ ラ ン ジ ン 類	弁 類
温 水	放熱器廻り温水配管 屋内および暗渠内の各種装置廻り配管 屋内および暗渠内の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント等	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
蒸 気	蒸気(往) やけどの恐れのある機械室露出、PS内の床上2mの範囲 蒸気(還) ● 屋内露出 ○ 駐車場内 放熱器廻り蒸気配管	● ● ●	● ● ●	● ● ●
共 通	屋内および暗渠内の各種装置廻り配管 屋内および暗渠内の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント等 ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント等 各種タンク類のオーバーフロー管およびドレン管(冷水及び冷温水タンクの第一バルブまで除く) エア抜き弁以降の配管および排泥弁以降の配管 屋外露出油配管	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

● 建物内エア抜き管保温は、エア抜き弁までとし、仕様は冷温水管の項による。

● 屋外露出配管の保温は、給水設備の項による。

上記表内の共通欄におけるポンプは下記による。

- 冷水ポンプ ● 冷温水ポンプ ○
- 冷却水ポンプ ● 熱源水ポンプ ○

上記表内の共通欄におけるタンク種別は下記による。

- 膨張タンク ○ クッションタンク ○

弁類の保温仕様は下記とする。

- 配管と同様とし着脱可能なものとする。
- 蒸気配管には断熱ジャケットを使用する。

3.1.5 給排水衛生設備工事の保温

● 下記の表を適用する。

保温材		材 質	
設置場所	材 質		
給水管	● グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム		
給湯管	● グラスウール ○ ロックウール ○		
排水管・通気管	● グラスウール ○ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム		
高温排水管	● グラスウール ○ ロックウール ○		

配管保温外装材

用途	材 質
屋内露出	● 合成樹脂製カバー ○ カラー鉄板(部位は図示による)
機械室、書庫、倉庫	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+亀甲金網
天井内、PS内、空隙壁中	● アルミガラスクロス ○ アルミ箔+亀甲金網
暗渠内(ピット内を含む)	● 着色アルミガラスクロス
屋外露出、浴室、厨房等の多湿箇所	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板 ○ 高耐食性溶融めっき鋼板
製缶類	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板
煙道	● ステンレス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ ガルバリュウム鋼板 ○ アルミニウム板

● 消火配管の保温は、屋外露出部分、ピロティ天井内、駐車場とし、範囲は消火図面参照とする。保温仕様は給水管保温と同様とする。

● 管等の保温範囲は標仕の他、以下の通りとする。

種 別	範 囲	配 管	フ ラ ン ジ ン 類	弁 類
給 水	ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント等 量水器内 ● 屋外配管(弁・フランジ共)の保温厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上のものは40mmとする。	● ● ●	● ● ●	● ● ●
給 湯	屋内および暗渠内の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント等	● ● ●	● ● ●	● ● ●
排 水	暗渠内配管 通気管全て 通気管で屋外開口部から2mの範囲	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
消 火	屋内露出消火管 駐車場消火管 屋外露出消火管	○ ○ ○	○ ○ ○	● ● ●
共 通	エア抜き弁以降の配管および排泥弁以降の配管	● ● ●	● ● ●	○ ○ ○

弁類の保温仕様は下記とする。

- 配管と同等とし着脱可能なもの とすること。

その他

- (1)免震層内の保温・外装仕様
 - 下記の仕様とする。
 - 天井内、PS・DS内空隙壁中
 - 暗渠内(ピット内を含む)
 - 屋外露出仕様(雨がかり部ほか図示による)
- (2)共同溝内の保温・外装仕様
 - 下記の仕様とする。
 - 天井内、PS・DS内空隙壁中
 - 暗渠内(ピット内を含む)
 - 屋外露出仕様(雨がかり部ほか図示による)
- (3)機器の保温
 - 下記の表とする。

用途	該当機器番号	保温仕様	保温範囲
冷水ポンプ		● 冷水 ○ 給水	● 屋内 ○ 屋外
温水ポンプ		○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外
冷温水ポンプ		● 冷水 ○ 給水 ○ 温水	● 屋内 ○ 屋外
冷却水ポンプ		○ 冷水 ● 給水	● 屋内 ○ 屋外
高温水ポンプ		○ 冷水 ○ 給水 ● 温水	● 屋内 ○ 屋外
送風機		○ 一般ダクト	○ 屋内 ○ 屋外
プレート熱交換器		○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外
シェルアンドチューブ		○ 蒸気 ○ 温水 ○	○ 屋内 ○ 屋外
密閉型膨張タンク		○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外
開放型膨張タンク		○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外
その他()		○ 冷水 ○ 給水 ○ 温水	○ 屋内 ○ 屋外

○ プレート熱交換器の保温は、ジャケットタイプとする。

- (4)配管保温端部処理
 - 配管保温端部のシールを行い、結露水の進入を防ぐこと。
- (5)管等の凍結防止
 - 凍結の恐れのある給水管・給湯管・排水管・消火管・冷却水管・ドレン管・冷温水管並びに屋外の油配管(A重油)については下記の対応を行う。
 - 電気温床線巻 A重油、屋上露出 給水管
 - 防凍保温(仕様 給水設備の項による) 給水管・給湯管・消火管(充水部)
 - 不凍液 (○ 不凍液 ○ 空調機コイル廻り)

